

# 「インドネシアの民事訴訟における第一審判決と上訴に関する調査研究」報告書

2011年4月3日

名古屋大学大学院・国際開発研究科・島田 弦

はじめに

本稿は、法務省法務総合研究所国際協力部の調査委託により、インドネシア地方裁判所における判決文の内容および構成、地方裁判所における上訴の状況について考察することを目的としている。

本報告書の構成は次の通りである。

第1章では、インドネシアの民事訴訟における判決文の構成を概観し、またそこで注意すべき問題について、研究者の指摘や、本調査のために行ったインタビューを参考に記述していく。また、報告書の末尾に参考資料として、いくつか実際の判決文の日本語訳を添付した。各判決文の冒頭には、事件の概略および当事者の関係略図を示してある。判決文の構成や、問題点の考察に際して、随時参照していくこととする。

第2章では、インドネシア最高裁から提供を受けた司法統計を元に、インドネシアの裁判における上訴の状況がどのようになっているかを検討する。

最後に第3章では、本研究委託および調査を通じて、浮かび上がった問題点とそれについて日本・インドネシアでの司法分野の協力として考えられる課題を挙げていく。

## 1. インドネシアにおける民事第一審判決の実情

### (1) 判決文の形式

判決文を検討するにあたり、まずインドネシアの地方裁判所における判決文は、一般的に以下のような構成になっている：

#### ①判決の冒頭

以下の事項が記載される：

##### a. 文書の種類

争訟事件に関する判決であれば「判決 Putusan」、それ以外の請求についてであれば「決定 penetapan」と記載する。

##### b.判決番号

判決番号は、通し番号・事件の種類・年度・裁判所名の順で整理されている。本報告書に例として取り上げた事件の判決番号は「No.368/ Pdt.G/ 2010/ PN.Bks」となっている。これは次のような意味である：

368→通し番号

Pdt.G→民事争訟事件のこと(民事 Perdata の訴え Gugatan)

2010→2010 年度の判決

PN.Bks→ブカシ地方裁判所のこと(Pengadilan Negeri Bekasi)

##### c.頭書き

必ず「全能の神の名による正義において」(demi keadilan berdasarkan tuhan yang maha esa)と記載する。これは、司法権基本法(2004年法律5号)第4条1項が「(1)全能の神の名による正義において行う」と定めているからである。

#### ②判決した裁判所に関する記述

「第一審の民事訴訟を審理および裁判するブカシ地方裁判所は、以下の当事者による事件について判決した：」(Pengadilan Negeri Bekasi yang memeriksa dan mengadili perkara-perkara perdata pada peradilan tingkat pertama menjatuhkan putusan sebagai berikut dalam perkara antara:)  
という形で判決した裁判所を明記する。

### ③当事者について記載

原告および被告について、それぞれ以下の情報を記載する（記載の仕方については、添付した判決例を参照）

a.氏名

b.年齢

c.職業

d.住所

e.代理人<sup>1</sup>

f.代理人の住所（法律事務所の所在地）

g.代理人を指名する特別委任状 surat kuasa khusus の番号および日付，および管轄裁判所書記局への特別委任状の登録番号

---

<sup>1</sup> 弁護士法（2003年法律18号）第2条2項は、弁護士の任命は、弁護士組織が行うものとし、第3条1項は、弁護士任命の条件として、弁護士組織の実施する試験への合格と、弁護士事務所における2年以上の実習などを定めている。また、第3条2項「第1項の定める要件に基づき任命された弁護士は、法令の定める条件に基づき特定分野について実務を遂行することができる」と定める。

なお、外国人弁護士の活動について同法は次のように定めている：

第23条「(1)外国人弁護士がインドネシアにおいて、法廷手続に立ち、実務を行い、または、法律サービス事務所、もしくは、その代表を開設することを禁止する。(2)弁護士事務所は、弁護士組織の推薦による政府の許可に基づき、外国法分野における職員、または専門職として外国人弁護士を雇用することができる。(3)外国人弁護士は、法学教育および研究分野において一定期間無料で法律サービスを提供する義務を負う。(4)外国人弁護士雇用、ならびに、法学教育および研究分野における無料の法律サービス提供義務に関する条件および方法は、大臣決定によりさらにこれを定める。」

原告(Penggugat)または被告(Tergugat)が複数にわたる場合，それぞれ原告 I，原告 II... (Penggugat I, Penggugat II, ...), または被告 I，被告 II ... (Tergugat I, Tergugat II, ...)として，すべてについて上記の事項を記載する。

当事者について記載と，事実に関する記載の間に通常，定型的な記述として「上記地方裁判所は，事件書類内にある文書を読み，証拠に留意し，両訴訟当事者の証言を聴取した」(Pengadilan Negeri tersebut: Setelah membaca surat-surat dalam berkas perkara, setelah memperhatikan surat-surat bukti, setelah mendengar keterangan kedua belah pihak yang berperkara.) という文言が入る。

#### ④ 事実(Duduk Perkara)

この部分では，後述するように口頭または文書で提出される，原告の請求原因(gugatan)，被告側抗弁(jawaban)，原告側再抗弁(replik)，被告側再々抗弁(duplik)，原告側再々々抗弁(rereplik)，被告側再々々々抗弁(reduplik)，原告および被告の最終弁論(kesimpulan)を概要に沿って簡潔まとめるべきであるが<sup>2</sup>，実務上は，原告の請求原因および被告側抗弁をほぼそのまま記載する。また，再抗弁以下は記載せず，この後の「判決理由」部分で言及する形が多い。「事実」の部分では，原告・被告の主張をまとめ，争点を明らかにすることが必要であるが，判決によっては争点が「法的判断」部分ではじめて触れられる，あるいは，争点について特に明示されない場合も多い。

たとえば，添付資料 1 の判決文では，事実の部分で，原告は，被告に対して行ったマンガローブ林での耕作（エビと淡水食用魚バンデンの養殖）業務委託の取消の有効性確認と，

---

<sup>2</sup> HIR 第 184 条は「判決においては，訴訟や答弁並びに判決の根拠についての概要を明確に記載しなければならない」と定めている。

それに基づく土地の明け渡しを主張したことのみに記載している。したがって（信書による）取消の意思表示の有効性が争点となるはずである。しかし、被告は、抗弁において原告が（公社から使用権を付与された）土地<sup>3</sup>を有効に利用しなかったこと、他方、被告は養殖業務を通じて土地の価値を有効に利用したと主張し（判決文中、下線の引いてある部分）、したがって「土地は社会的機能を有する」と定める土地基本法を援用して、占有を続けることを主張した。しかし、判決文では、この被告の抗弁は「事実」部分ではなく、「判決理由」部分で初めて引用し、かつその認否を判断している。したがって、「事実」部分と「判決理由」部分で争点が一貫しなくなっている。

「事実」部分の記載の順番としては、通例、次のようになっている：

a.原告の請求原因

b.原告の請求の趣旨

c.両当事者（または、代理人）の出廷および欠席の別

d.被告の抗弁

裁判所の管轄権、当事者適格などについて争う抗弁（本案前の抗弁 *eksepsi*）のある場合はそれをまず記載する。そして、事件の本案に関する抗弁（事実の争い）を記載する。

e.被告の求める判決

f.以下、再答弁書以降について繰り返す（通常はそれらの文書があったことのみを記載して省略）。

g.原告提出証拠 (Bukti)

---

<sup>3</sup> インドネシアの土地制度では、土地は原則として国有地（自由な国有地、*free domain* と呼ばれる）であり、その公有地に対して所有権、または期限付きの利用権（耕作権、建築権、事業建築権、用益権）が個別に設定される。この事件の場合は、国家機関としての森林化公社が国有地の所有者であり、利用料の支払いを条件に耕作権 (*hak garap*)を第三者に交付し、原告はその第三者から権利を譲渡されている。

日本では甲 1 号証, 甲 2 号証と記載するところ, インドネシアでは **Bukti P-1, Bukti P-2** と記載する。

h.原告側申請証人(Saksi)の証言<sup>4</sup>

i. 被告側提出証拠(Bukti)

日本では乙 1 号証, 乙 2 号証と記載するところ, インドネシアでは **Bukti T-1, Bukti T-2** と記載する。

j.被告側申請証人(Saksi)の証言

#### ⑤判決理由(Pertimbangan hukum)

結論に導くための主張を立証するための証拠・証言の評価を行う。本案前の抗弁がある場合には、まず本案前の抗弁から判断する。

Lilik (164)によると、証拠の評価に加えて判決理由でなされなければならないことは以下の通りである：

- a. 主たる争点および、争いのない事項
- b. 立証された事実に関する法的分析
- c. 学説、証拠、判例に基づく法的判断
- d. 原告の訴えに関する立証の可否・認容の可否についての記述

実務上は、事件の性質や当事者の出廷状況によって、判決ごとに記載内容は大きく異なる。

#### ⑥判決命令

---

<sup>4</sup> 鑑定人 (saksi ahli)が申請された場合には、鑑定意見についても記載する。被告側証人についても同様。

この部分は、起案する裁判官により「判決する」(mengadili)という語で始まる場合と、「判決命令」(amar putusan)という語で始まる場合があるが、実質的な違いはない。このパートには以下の事項が記載される：

- a.原告の請求の認容の可否（全部認容 dikaburkan seluruhnya, 一部認容（一部棄却） dikabulkan sebagian, 棄却 ditolak）
- b.そのほかの宣言（不法行為の有無, 損害の有無, 権利や法律関係の確認）
- c.敗訴した側への給付の命令（損害賠償の支払い, 訴訟対象物の引渡, 差し止めなど）<sup>5</sup>。
- d.保全差押え sita jaminan が行われていた場合は, 原告勝訴の場合には差押えを有効とする命令, 原告敗訴の場合には差押え解除の命令
- e.被告敗訴の場合, 被告が判決履行を怠った時に間接強制(dwangsom)を課す旨の命令（それを認める場合）。
- f.仮執行できる判決（オランダ語で Uit Voerbaar bij voorraad, またはインドネシア語で putusan serta-merta と記述する）とする宣言（それを認める場合）<sup>6</sup>
- g.訴訟費用負担に関する命令（印紙代, 文書作成料, 呼び出し費用, 証人喚問費用がこれに含まれ, 弁護士費用は含まれない）

日本の場合と異なり, インドネシアでは執行に付いても本判決で命令する（差押え, 間接強制など）方式となっていて, 訴訟についての判決と執行手続とが分離されていないよ

---

<sup>5</sup> ここで「…せよ」というインドネシア語は, 「menghukum …」である。この語は, 直訳すれば「…を行う債務を負わせる」という意味である。したがって, この場合の「債務」には判決によって生じる金銭債務だけでなく, 作為義務も含まれる。

<sup>6</sup> HIR 第 180 条は, 判決の仮執行について「(1)当事者が判決を不服とし, または上訴請求する場合であっても, 真正に成立した証拠, もしくは法令により証拠として認められる文書のある場合, または確定した法的効力をもつ判決による処罰決定がすでにある場合, または, 仮請求が認容されている場合, 裁判所は当該判決の事前の執行を命令することが出来る。所有権に関する紛争についてもこれを準用する。(2)ただし, この判決の事前の執行は, 人身の拘束に拡張してはならない」と定める。

うにも理解できる。

#### ⑥判決の言い渡し日時，合議体に関する記載

合議の日，判決言い渡しの日，裁判長および陪席裁判官の氏名，担当書記官の氏名，公開の法廷で言い渡した旨を記載する。その後に，裁判官 3 名の署名および書記官の署名を付する。また，判決書末尾には，裁判費用の内訳を記載する。

形式上は，判決言い渡し日に判決文が完成していることになっているが，聞き取り調査によると，実務上は，判決言い渡しの後に，判決文を起案（若手裁判官が行うのが通常），合議で承認するという方法をとっている。したがって，当事者が判決文を受け取るのは判決言い渡し日よりかなり後になる。最高裁・調査官の Puri 判事とのインタビュー<sup>7</sup>では，判決言い渡し日から当事者への判決文送付までの期間が長くなっていることが問題点の一つであると指摘された。Puri 判事によると，判決言い渡しから判決文の完成・送付までは 2 週間，遅い場合には 3 ヶ月以上かかる。したがって，当事者は迅速な判決の執行や上訴の判断が困難になっている。最高裁判所では，下級裁判所に対して，言い渡しと同時の判決文の交付を指導している。しかし，このような事態は，受理事件数が多すぎるために，まず判決の言い渡しを優先していることから生じている。したがって，上訴数の多い状況では高等裁判所でも事情は同じである<sup>8</sup>。

ボゴール地方裁判所でのインタビューでも<sup>9</sup>，判決文送付の遅れは認められた。ボゴール地裁では，判決文を言い渡し後にできるだけ早く完成するように努めており，少なくとも

---

<sup>7</sup> 2012 年 2 月 14 日，於：インドネシア最高裁判所。

<sup>8</sup> ただし，商事裁判所では法律の規定により，判決言い渡し日に判決文を送付しなければならないことになっている。

<sup>9</sup> 2012 年 2 月 16 日，於：ボゴール地方裁判所。



法的判断の部分以外は、判決言い渡し日までに完成しているように指揮しているという。実際のところ、この問題は裁判官の文書作成能力にも依存している。コンピュータを扱える裁判官が増えるに連れて、判決作成は早くなっているという。他方、ポゴール地裁では文書作成に関する問題として、上訴および執行に必要な裁判調書 *berita acara* 作成の遅れも指摘された。この遅れは、書記官の能力不足によるものとされている。

日本の場合、口頭弁論終結日から判決言い渡しの期日まで、1ヶ月程度をとって判決を起草し、言い渡し時点で判決文が完成していなければならない<sup>10</sup>。添付資料1の判決文の「事件事実」パートの最後にある記載によると、口頭弁論終結は2010年6月2日（原告の最終弁論日）で、判決文末尾に記載された判決言い渡し日は6月14日となっている。他方、添付資料2の判決文では、口頭弁論終結日は記載されていない。裁判の進行の詳細は弁論期日ごとに書記官の作成し、裁判官の署名する弁論調書(*Berita Acara Persidangan, BAP*)として記録される。参考として、インドネシアのある民事訴訟事件の弁論調書をもとに、裁判の経過をまとめたのが下表であるが、これによるとインドネシアでも、口頭弁論終結から判決言い渡しまで、1ヶ月半をとっている。このケースにおいて、ここから更に、判決文完成まで2週間から3ヶ月かかるとすると、相当な遅延であるといえる。

裁判の進行（メダン地裁の公判調書( <i>BAP</i> ) Nomor 71/ Pdt.G/ 2004/ PN.Mdn) <sup>11</sup>		
弁論回数	弁論期日	内容
1	2004年10月25日	裁判長による和解勧奨
2	2004年11月8日	被告側：本案前の抗弁を提出
3	2004年11月22日	原告側：被告の本案前の抗弁に対する意見書陳述

<sup>10</sup> 法務総合研究所国際協力部・松川充康教官からの教示。

<sup>11</sup> 暴動により工場施設の被害を受けた企業が原告となり、保険会社に対して損害保険金の支払いを求め訴えた事件。

4	2004年12月8日	被告側：本案前の抗弁の証拠提出
5	2004年12月22日	本案前の抗弁に対する中間判決：同抗弁却下
6	2004年12月28日	被告代理人欠席
7	2005年2月2日	被告代理人欠席
8	2005年2月17日	被告側：抗弁書陳述
9	2005年3月3日	原告側：再抗弁書陳述
10	2005年3月17日	被告側：再々抗弁書陳述
11	2005年3月24日	原告側：証拠提出できず
12	2005年3月31日	原告側：証拠提出
13	2005年4月13日	原告側証人調べ（3人）
14	2005年4月20日	被告側：証拠提出
15	2005年5月4日	被告側：証人出廷できず
16	2005年5月18日	被告側：鑑定人を次回に申請
17	2005年6月1日	被告側鑑定人調べ（2人）
18	2005年6月15日	原告側鑑定人調べ（1人）
19	2005年7月20日	原告側証人調べ（1人） 被告側：追加証拠提出
20	2005年7月28日	被告側証人調べ（1人）
21	2005年8月10日	被告側証人出廷できず
22	2005年9月5日	被告側証人出廷できず
23	2005年9月27日	被告側証人出廷できず
24	2005年10月4日	両当事者：弁論を終了
25	2005年10月11日	両当事者：最終弁論書を提出

26	2005年10月25日	判決が未完成
27	2005年11月26日	判決言い渡し

## (2)判決文に関する法的規定と、先行研究による問題点の指摘

インドネシアの刑事訴訟法（1981年法律第8号）第197条1項は、次のように判決文の記載事項を厳格に定めており、義務的事項が記載されない場合、判決は無効となる：

(1)刑事判決文は以下の事項を記載する：

- a. 「全能の神の名による正義において」とする判決文の頭書き；
- b. 被告人の氏名，出生地，年齢または生年月日，性別，国籍，住所，宗教および職業；
- c. 起訴状にある通りの公訴事実；
- d. 被告人の有罪を決定する根拠となる，公判における取調で得られた事実および状況，ならびに証拠物に関して簡潔にまとめた理由；
- e. 起訴状にある通りの求刑；
- f. 刑罰または処分の根拠となる法令の条項，ならびに判決の法的根拠となる法令の条項，ならびに被告人に対する刑の加重または軽減に関する状況；
- g. 合議を行った日，ただし，単独の裁判官による場合はこの限りではない；
- h. 被告人の罪の宣言，ならびに，犯罪の構成要件要素がすべてあること，およびその条件，ならびに，下される刑罰または処分の宣言；
- i. 訴訟費用を負担するものの決定，その確定金額，および証拠物に関する決定
- j. 公文書が偽造であった場合，すべての文書が偽造であったことに関する，または文書のうち偽造の場所に関する説明；

- k. 被告人を拘束する，もしくは，引き続き拘束する，または，釈放する命令；
  - l. 判決の日，検察官の氏名，判決を行った裁判官の氏名，書記官の氏名。
- (2) 本条 1 項 a 号から 1 号までの規定を備えなかった場合，判決は法律違反で無効とする。

これに対して，民事事件の判決文の場合，裁判官がしたがわなければならない義務的形式はなく，判決文に記載されなければならない大まかな事項が定められているのみである<sup>12</sup>。したがって，上記のような判決文形式は実務上の慣行に過ぎない。判決文の記載事項について定める改正インドネシア規則 (*Het Herziene Indonesisch Reglement*, 以下，HIR)<sup>13</sup>第 184 条の規定は，次のような簡潔なものにとどまっている：

#### 第 184 条

- (1)判決文には，請求および抗弁，ならびに当該判決の理由についての概要を明確に記載しなければならない。また，「インドネシアにおける司法組織および裁判の方針に関する規則」第 7 条第(14)項に定める説明，請求に関する裁判所の判決および費用，ならびに，当該判決の言い渡しにおいて，当事者が出廷していたかについての情報も記載しなければならない。
- (2)確定した法令に基づく判決においては，当該法令を記載しなければならない。

<sup>12</sup> Lilik Mulyadi, Putusan Hakim dalam Hukum Acara Perdata Indonesia: Teori, Praktik, Teknik membuat dan Permasalahannya, Citra Aditya Bakti, Bandung, 2009, p.189.

<sup>13</sup> 改正インドネシア規則の正式な名称は「ジャワ島およびマドゥーラ島のインドネシア人および外国系東洋人に対する警察，ならびに民事訴訟および刑事公訴の裁判の職務に関する規則」(Reglemen tentang melakukan tugas kepolisian, mengadili perkara perdata dan penuntutan hukuman bagi bangsa Indonesia dan bangsa Timur Asing di Jawa dan Madura. 1926 年植民地法律 559 号，その後，数次の改正を経て最終改正は 1941 年植民地法律 44 号)であり，厳密にはジャワ島およびマドゥーラ島にのみ適用される。それ以外の地域については，同じくオランダ植民地統治期の法令である，一般的に RBg と略称される「ジャワ島およびマドゥーラ島以外の地域の司法規則」(Reglement tot Regeling van het Rechtswezen in de Gewesten Buiten Java en Madura, 1927 年植民地法律 227 号)が適用される。両規則はおおむね一致しており，本稿では煩雑を避けるため HIR のみに言及する。

(3)裁判長及び裁判所書記官は、当該判決に署名しなければならない。

HIR の規定が簡略であるのは次のような歴史的背景がある。HIR はオランダ植民地期の1926年に制定されたものであり、憲法の経過規定に基づき（太平洋戦争の際、オランダ植民地軍が降伏し、日本軍政の始まった）1942年以前に有効であった法令が、独立後も引き続き有効であることとなったため、現在に至るまで基本的なインドネシア民事訴訟法となっている。オランダ植民地期の法制度は、植民地住民をヨーロッパ人、東インド（現インドネシア）原住民<sup>14</sup>、外国系東洋人（中国系・インド系住民など）に分け、それぞれに異なる法体系を適用するものであった。ヨーロッパ人に適用する法令は、原則としてオランダ本国の成文法に準拠していた(*concordance* 原則と呼ばれた)。しかし、東インド原住民に適用される法制度は慣習法を原則としていた。HIR は、そのような植民地法政策の下で、東インド原住民に適用するために制定された手続法である。HIR の特徴としては、民刑事手続を区別しないこと、伝統的権力者である村長に多くの紛争解決権限を付与すること、簡略な手続規定、訴訟指揮・判決における判事の職権が多いこと<sup>15</sup>などがある。

---

<sup>14</sup>本稿の「原住民」とは *Inlander*（オランダ語）または *pribumi*（インドネシア語）の訳である。「原住民」という語の否定的含意は十分に認識するが、他に適切な訳語がないためこの語を用いる。「原住民」に分類される住民は、植民地統治の時期によってやや異なるが、おおむね、マレー系言語を母語とする住民である（植民地初期は、イスラム教を信仰することが条件となっており、キリスト教徒は含まれなかったが、のちに信教は要件とされなくなった）。

<sup>15</sup> たとえば、178条は次のように定めている：

- (1) 合議では、裁判官は職権により、当事者が提示しなかった法的根拠についても、すべて準備する義務を負う。
- (2) 裁判官は、すべての請求について判決しなければならない。
- (3) 裁判官は、請求されていない争訟に判決を下したり、または、請求を超えた判決を下したりしてはならない。

特に、第1項では、当事者が適用を主張する当事者主義ではなく、職権主義を強く示し、第2項では争点整理などの手続を排除しているように読める。

第1項の意味について、Yahya は「HIR 第178条1項によると、裁判官は、職権により、すなわち *ex officio* として、紛争当事者の提示しなかったすべての法的根拠も補完しなければならない。この義務を果たすため、1970年法律第14号第27条1項（1999年法律第35号による改正を経て、現在は2004年法律4号第28条1項）は、法と正義を実行する地位にあるものとして裁判官は、社会に存在する法的価値を探索し、尊重しおよび理解しなけ

したがって、HIR を複雑化した現代インドネシアの社会に適用する場合、多くの点で不十分である。しかし、日本軍政中にヨーロッパ人向け裁判所が廃止され、原住民が裁判官・官僚に登用されたこともあり、独立後の手続法として HIR が選択された。1981 年の新たな刑事訴訟法（1981 年法律第 8 号）の制定で、刑事手続については近代化が果たされたが、民事手続については下位法令および特別法で修正されてはいるが、なお HIR が一般法となっている<sup>16</sup>。

以上のことから、インドネシアにおける民事判決形式は、実務上の慣行にしたがって書かれており、形式の違い自体が法律違反を構成するものではない。そのような背景もあり、法的論理以前に、不十分な形式・内容の民事訴訟事件判決文もまれではない<sup>17</sup>。判決文そのものについて詳しく論じた研究業績はインドネシアにおいても多くはない。その一つである、Yahya は以下のように問題点を指摘している：

a. 請求原因および抗弁の記載について

まず、第 184 条 1 項の「判決には、請求および抗弁、ならびに当該判決の理由について

---

ればならない、と定める」とし、裁判官が職権で適用法源を探索するものとする(Yahya Harahap, *Hukum Acara Perdata* (民事手続法), Sinar Grafika, 2004, p.798)。ただし、178 条 1 項違反で、原判決を破棄した事例として、(1)債務額の算定根拠を記載しない原判決を破棄し、被告の否認しなかった陳述書を元に債務額を確定した最高裁破棄審判決、(2)弁論手続で明らかになったすべての事実について詳細に検討しなかった原判決を破棄した最高裁破棄審判決、(3)判決で認めた事実が相互に矛盾するとして原判決を破棄した最高裁判決、(4)証言・証拠を列挙したのみで、それらの評価を行わなかった原判決を破棄した最高裁判決を挙げている(同上書, pp.798-800)。この場合、178 条 1 項は、請求、抗弁、弁論・立証で得られた事実のすべてについて、裁判官の職権として論理的に判断する義務を定めたものとなる。

<sup>16</sup> Lilik (前掲書, pp.189-190)によると、2007 年に民事手続法案が策定され、同法案 152 条は義務的な判決形式を定めている。

<sup>17</sup> 単純なタイプミス、あるいは(当事者から主張について電子ファイルを提出させるため)コピー/ペーストのミス、原告と被告の取り違い、他の判決文に上書きしたことが原因とみられる整合性のない記載などが散見される判決はまれではない。添付資料 2 の判決文は誤りの多い例で、そのようなミスとみられる箇所を蛍光色で強調した。

の概要を明確に記載しなければならない」とする規定について、この規定は「訴えの理由は概要で足りる」が、「明確かつ理解できるものでなくてはならない」(Yahya, 808)とする。そして、植民地期にはこの規定は、判決起案における指針とされていたが、現在においては「本案の趣旨を簡潔にまとめる地裁判決を見るのはまれである。むしろ、全体として、原告の請求原因の全体を引き写し、文章、ピリオド、そしてコンマまで全く一緒である」(Yahya, 808)と指摘している。そして、この傾向について「見たところ、この慣行は、すでに標準的な裁判技術となっていて、高裁も最高裁もこのことをもはや問題にしなくなっている。裁判官の中では、何のためにわざわざ苦勞して訴えの内容を要約しなければならないのかと言うことが、合意されているかのようである。それよりは、原告の請求原因から引き写すだけのほうがよく、またこの方法は判決の形式を整えるさいに間違ったりするリスクもない。現在通用している慣行がすでにこのようなものであるから、このやり方は法的問題を引き起こすとは考えられておらず、またこの形式はHIR 第184条1項またはRBG 第195条に抵触しないとされる(Yahya 前掲書, p. 808), と解説している。

インドネシア裁判官および弁護士へのインタビューの中でも、原告の訴状における「請求原因」と、被告側の抗弁は、訴状および抗弁書通りに記載しなければならないとの回答があった。したがって、法曹関係者のなかでも、このことはすでに規範的なものと見なされるようになっていていると考えられる。また、現在では実務上、原告および被告は訴状・抗弁書を電子ファイルでも提出を求められることが多く、判決文へ「コピー・ペースト」することで判決起案の手間を省いているようである。

なお、請求原因および抗弁の記載を欠いた判決は、法律違反として取消（上級審での破棄理由となる）とするのが判例である<sup>18</sup>。

---

<sup>18</sup> 最高裁判決 No.312K/ Sip/ 1974, および, 最高裁判決 No.177K/Sip/1976. (Yahya 前掲書, p.

b. 「判決理由」について

「判決理由」 *pertimbangan hukum* は、原告主張、被告抗弁、立証手続の後に、結論を導くための裁判官の判断を行う部分である。司法権基本方法（2004年法律4号）第25条1項は「すべての判決は、当該判決の理由および根拠，ならびに該当する法令の条項，または裁判の根拠となる不成文法源を記載しなくてはならない」（下線は引用者）と定め、また HIR 第178条1項は「合議において、裁判官は職権により、両当事者の提示しないすべての法的理由を補完する義務を負う」（下線は引用者）と定めている。したがって、「判決理由」は判決文においてもっとも重要な部分である。

Yahya (前掲書, p.809)によれば、理由は以下の事項を含まなければならない：

- 1)原告および被告の提出した証拠物は形式的小よび実体的要件を満たしているか、
- 2)どちらの証拠物が、立証の最低限度に達しているか、
- 3)どの訴えの理由、およびどの反論の理由が立証されているか、
- 4)当事者のもつ立証の力はどの程度か。

したがって、判決理由において核心となるのは、請求原因および抗弁についての立証の有無および強弱である。Yahya (前掲書, pp.809-810)によると、完全に証拠物の評価および立証価値を判断しない判決は、これらの規定に違反し、法律違反として破棄されなければならない、とするのが判例である。

c.適用法令

上述の HIR 第184条2項、および司法権基本法第25条1項の定めるように、理由に基づ



き、判決の結論を導く際に、立証された事実に適用される法令の規定を明記しなければならない。判決文の形式上は、「以下の法令に留意する」(memperhatikan: ...)として、理由部分の後に記載する。

しかし、Yahya (前掲書, pp. 810-811)は、しばしば適用法令を明記しない判決があることについて次のように指摘している：

「法律が判決で適用された条項の記載を命じているにもかかわらず、このことは守られていない。最近では、第一審から破棄審に至るまで裁判判決はこのことについて、全く欠けている。これをきちんと記載している判決に出会うことはまれである。どの法令条項に判断が言及し、また根拠としているのかが不明確なため、そのような判決はしばしば困惑させるものである。

さらに、そのような記載を怠っている判決について、常に目こぼされてきているために、深刻な欠陥と見なされなくなっている。この態度は、もちろん合理的で、理由のあるものである。もし、そのような欠陥を理由に、判決を違法として破棄すれば、その措置は訴訟当事者に損害を与え、また簡素、迅速、低廉な裁判の原則を否定する。したがって、控訴審または破棄審で修正されれば済む話であり、控訴審なり破棄審が、判決中にこの怠ったことを記載するように地方裁判所に命じる中間判決(putusan sera)<sup>19</sup>を下す必要はない。そのような方法は、紛争処理プロセスを遅らせるので、効果的でも効率的でもない。」

本報告書に挙げた、裁判判決例においても、判決例(1)は、原告が利用権（耕作権）を有

---

<sup>19</sup> インドネシアにおいて「中間判決」とは、本案前の抗弁についての決定である。本案前の抗弁がある場合、その認容・却下にかかわらず、裁判官は本案の弁論に入る前に決定を行わなければならない。

する国有耕作地に対する被告の占有が不法行為である，判決(2)は，原告の子（被告の妻）の財産はすべて，被告とその妻の共同財産であり，原告に相続権はない，と判示するものであるが，具体的な適用法令が明記されている部分はない。

## 2. インドネシア裁判所における上訴の状況について

インドネシアの司法関係者との話し合いにおいてしばしば指摘されるのは、受理事件数および上訴数の多さが、裁判所の能力を超えているということであり、また、そのために裁判に時間がかかり、国民の裁判所への信頼に影響を与えているという問題である。

もっとも、司法への信頼は、当然、裁判に要する時間だけに原因するものではない。また、法令により機械的に事件数を制限することは、司法を通じた紛争解決の需要を軽視するものであれば、運用に重大な困難を来すことは想像に難くない。したがって、事件数・上訴数の問題は、裁判制度、法曹の質、執行制度など他の要素と関連づけて検討しなければならない。本報告書では、そのための基礎的な考察として最高裁の統計データから事件数および上訴数について概略的な考察を行うにとどめる。

### (1) 訴訟の提起・上訴に関する法令上の規定

まず、インドネシアにおける民事訴訟手続について定める主要な法源は、改正インドネシアインドネシア規則（HIR）と司法権基本法（1970年法律14号、現行規定は2004年法律4号で大幅に改正）の二つである。それぞれの法令について、訴訟の提起に関する規定、および、上訴に関する規定は、どのようになっているのだろうか？

#### ①改正インドネシア規則（HIR）

##### a. HIRにおける訴訟の提起に関する規定

HIR は、上述のように人種集団ごとに異なった法体系を適用するオランダ領東インド植民地法制度において、東インド原住民向けの裁判所<sup>20</sup>における手続法として制定された。手続法としての内容は簡略で、かつ慣習法に基づく伝統的な紛争解決の存在を前提としている。また、民刑事手続は別個の法典ではなく、一つの HIR で定めている。

訴訟提起については、訴状の様式および提出方法などに細かな規定がないことに加え<sup>21</sup>、裁判官が職権により訴えの提起を補助し、また訴えの内容を誘導する規定となっている。すなわち、第 119 条と第 120 条は次のように定めている：

#### 第 119 条

地方裁判所所長は、訴えの提起にあたり、原告またはその代理人へ助言および補助

---

<sup>20</sup> 東インド原住民は、まず村落内の慣習的紛争解決手続きにまず服し、次に Landraad（原住民裁判所の意味）、そして最終審として Raad van Justitie（司法裁判所の意味）の管轄となっていた。ヨーロッパ人の場合、簡易な事件および軽犯罪については Residentiegerechten（理事官法廷の意味）が管轄し、通常の第一審は Raad van Justitie から始まる。そして植民地の最高裁として Hooggerechtshof（高等裁判所の意味）の管轄に服した。日本軍政期にヨーロッパ人に適用される裁判制度が廃止された。そして、独立後、HIR の条文においては、Landraad を地方裁判所(pengadilan negeri)、Raad van Justitie を高等裁判所(pengadilan tinggi)と読み替えている。

<sup>21</sup>HIR 第 118 条が以下のように、訴訟提起地について定める程度にとどまっている：

- (1) 地方裁判所の管轄となる第一審の民事訴訟は、原告または第 123 条に基づく代理人の署名する請求状（訴状）を、被告の居住地を管轄する地方裁判所、または、被告の居所が明らかでない場合には、被告の本来の住所地の地方裁判所所長に提出する。
- (2) 被告が 2 名以上で、その住所登録地が同一の地方裁判所の管轄区域にない場合、原告の選択するいずれか一名の被告の住所地における地方裁判所所長へ訴状を提出する。被告が、主たる債務者でかつ弁済義務を負う者である場合、「インドネシアにおける司法構造及び裁判の方針に関する法規」第 6 条第(2)項に抵触しない限りにおいて、主たる債務者または複数の主たる債務者のうち一人の住所地の地方裁判所所長へ訴状を提出する。
- (3) 被告の居所および本来の住所登録地が明らかでない場合、もしくは、訴訟の相手方が明らかでない場合、原告本人または複数の原告のうち一人の住所地の地方裁判所所長へ訴状を提出する。また、訴訟が不動産についてのものである場合、その不動産の所在する場所を管轄する地方裁判所所長へ提出する。
- (4) 証書で指定する住所地のある場合、原告は、指定する住所地を管轄する地方裁判所所長へ訴状を提出できる。

を行う権限を持つ。

## 第 120 条

原告に筆記能力がない場合、口頭により地方裁判所所長へ訴えを提起できる。裁判所所長は、その訴えを記録するか、または記録を命じるものとする。

また、HIR 第 120a 条は、紛争に関する村長の判断の存在を、訴えの提起にあたって義務的な要件としている<sup>22</sup>。ただし、インドネシア社会の近代化に伴って、この規定の実効性は薄れている。

### b. HIR における上訴の要件に関する規定

1945 年のインドネシア独立後、上訴についてのもともとの HIR の条項（第 188 条～第 194 条）は無効となり、1947 年法律 20 号第 III 章第一部の規定（第 6 条～第 15 条）が適用される。このうち第 6 条は、上訴できる要件として次のように定める：

## 第 6 条

ジャワとマドゥーラにおける民事訴訟に関する地方裁判所の判決で、訴訟額が 100 ルピア以下ではない場合、当事者は、該当地域を管轄する高等裁判所に控訴審の事件審理を求めることができる。

---

<sup>22</sup>第 120a 条：

- (1) 当該請求が、村の判事が既に判決した民事訴訟と関係する場合、原告は請求においてその判決内容を陳述しなければならない。また、可能であれば、その判決書の写しを添付する。
- (2) 訴訟を受理した時点もしくは受理した後、または裁判を開始した時点において、地方裁判所所長は、原告へ第 1 項の定める義務を告知する。

この規定によると、控訴を妨げる要件は訴訟における請求額が 100 ルピア以下である場合だけである。インフレにあわせてこの金額が改定されてこなかったため、HIR では事実上、控訴に関する要件はなくなってしまうている。

## ②2004 年司法権基本法

### a. 司法権基本法における訴えの提起の要件

司法権基本法第 16 条 1 項は「裁判所は、法のないこと、または不明確なことを理由に提起された訴訟の審理、裁判、および判決を拒否してはならず、当該訴訟を審理および裁判する義務を負う」と定めている。この規定は、裁判を受ける権利の保障としての意味を持つが、実務上は、ある事件に適用できる成文法のない場合、裁判官は訴えを却下するのではなく、慣習法・条理などを職権で適用する根拠となっている。

### b. 司法権基本法における上訴に関する規定

民事事件の第一審判決に対する控訴について、司法権基本法第 21 条 1 項は「法律が別に定める場合を除き、当事者は、第一審裁判所の判決に対し、高等裁判所へ控訴を申し立てることができる」とし、それ以上の特段の要件を定めていない<sup>23</sup>。

控訴審判決に対する最高裁判所への破棄請求についても同様に、第 22 条は「法律が別に定める場合を除き、当事者は、控訴審判決に対し、最高裁判所へ破棄を申し立てることができる」と定めるにとどまる。ただし、最高裁判所法（1985 年法律第 30 号）は、最高裁が

---

<sup>23</sup> 刑事事件では、無罪または公訴無効とする第一審判決に対しては、検察は控訴を申し立てることはできない（第 21 条 2 項）。

下級審の判決を破棄できる理由として、次の3つを定める。すなわち：

### 第30条

最高裁判所は破棄審において、以下の理由により、すべての裁判系列の裁判所の判決または決定を破棄することができる：

- a. 権限を有しない、または権限を踰越した；
- b. 有効な法令を誤って適用した、または違反した；
- c. 法令の定める要件の遵守を怠り、かつ、当該法令が遵守を怠った場合；

したがって、破棄請求を行う者は、請求理由としてこのうち、少なくとも一つの理由を挙げなくてはならない。しかし、インドネシアには、アメリカのサーシオレイライのような裁量的な上告却下の制度がないため、当事者が破棄請求でいずれかの理由を主張する限り、最高裁判所は実質的審理を行わなくてはならない。

インドネシアの裁判制度において特徴的なのは、確定判決に対して最高裁判所へ再審請求をすることが幅広く認められている点である。司法権基本法第23条1項は「(1)法律の定める事項または要件に該当する場合、確定した判決に対し、当事者は最高裁判所へ再審を申し立てることができる」と定め、さらに同条注釈<sup>24</sup>は「『該当する事項または条件』とは、特に、新証拠の発見または法的決定における裁判所の過誤がある場合である」する。

---

<sup>24</sup> インドネシアの法令に特徴的な形式として、注釈(penjelasan)がある。注釈は、法律の一部として同時に公布される。ただし、法律が官報(Lembaran Negara, LN)に掲載・公布される一方、注釈は官報補遺(Tambahan Lembaran Negara, TLN)という別の出版物に掲載される。注釈は、オランダの法令形式を引き継いだものであり、一般注釈 *penjelasan umum* と逐条注釈 *penjelasan pasar demi pasar* の部分に分かれる。一般注釈は、法令の趣旨などを詳しく述べる。他方、逐条注釈は各条項の趣旨および解釈基準などを述べる。裁判では、注釈は本文に準ずる法規範として扱われている。

再審請求が認められる要件として、最高裁判所法は第 34 条で「最高裁判所は、本法律第 IV 章第四部に定める理由に基づき、確定した判決に対する再審請求について、一審かつ最終審として審理および判決する」と定めた上で、第 67 条が再審請求の事由として、次のようにさらに詳細に定めている：

#### 第 67 条

確定した民事事件判決に対する再審請求は、次に定める理由によつてのみ行うことができる：

- a.判決が、事件の判決後に明らかに知り得た相手側当事者の虚偽または詐欺に基づく、または後に行われた刑事事件の裁判で虚偽であるとされた証拠に基づく場合；
- b.事件の判決後に、事件審理中には発見されていなかった決定的な証拠が発見された場合；
- c.請求されていない事項、または請求を超える事項が認容された場合；
- d.請求の一部が、理由のないまま、判決されていない場合；
- e.同一裁判所、または同一審級の裁判所が、同一の理由に基づく同一の事項に関する同一の当事者について、矛盾する判決を行った場合；
- f.判決に明らかな裁判官の過誤がある場合。

再審が、刑事事件に関するきわめて例外的な措置とされる日本とは対照的に、インドネシアでは民事事件においてさえも、とりわけ第 67 条 f 号の規定のように、再審請求の可能性は大きく開かれている。

#### (2)事件数・上訴の状況－インドネシア最高裁判所の統計から



筆者がオブザーバーとして出席した法務大臣と法律 NGO との意見交換会（2012 年 2 月 15 日、於：インドネシア法務人権省）でも、法律 NGO 側から、2007 年には 8000 件であった最高裁の未済件数が、2011 年には 1 万 5000 件になっているという指摘が出た。また、1969 年最高裁通達第 12 号は、地裁での事件の滞留について、裁判官へ注意を喚起している<sup>25</sup>。古い文書ではあるが、すでにこの頃から未済事件と上訴事件の多さが問題となっていたことを示している。

ここでは、インドネシア最高裁判所から提供された統計情報に基づき、近年のインドネシアにおける訴訟処理の状況について概観する。比較対象として、日本の最高裁判所の提供する司法統計を用いるが、各項目は定義が異なるため（たとえば、既済事件に、和解などによる訴えの取り下げを含むかどうかなど）、大まかな比較材料としての位置づけである。

#### ①未済件数の多さの問題

日本の最高裁判所の発表する司法統計(<http://www.courts.go.jp/search/jtsp0010?>)によると、2007 年度以降の地方裁判所における民事・行政事件のうち訴訟事件は、新受件数、既済件数、未済件数は表 1 のようになっている。新受件数は増加傾向にあるが、年度ごとの既済件数も同様に増加しており、暫定的に新受件数に対する同年の既済件数の割合を単年度事件処理率として計算してみると、表 1 右行となる。このことは、日本の裁判所では、提起される訴訟をおおむね裁き切れていることを示している<sup>26</sup>。特に、2010 年度では、処理率は

---

<sup>25</sup> 同通達は次のように述べる「民刑事事件の解決、特に控訴申請された事件についての地方裁判所からの月例報告に留意すると、多くの事件がまだ解決されていない、また、高裁へ送付する準備もされていないことが明らかである。10 年以上放置され、現在に至っても高裁に送付されていないこともまれではない。したがって、1969 年 7 月 2 日付けの最高裁指示 Instruksi No.1/1969 に定められた正確、迅速かつ効率的な裁判を実現する任務と義務に著しく違反している。」

<sup>26</sup> 既済件数は年度ごとに区切るのので、訴えを受理した日と判決を言い渡した日が年をまたいでいる場合、それは各年の統計で未済件数に計上される。したがって、未済件数は必ずしも事件の積み残しを意味するものではないが、毎月の受理事件数が一定と仮定すれば、

100 パーセントを超えており、積み上げられてきた未済件数を減らしている。

表 1：日本の地裁における事件の処理率				
年度	新受件数 <sup>27</sup>	既済件数	未済件数	事 件 処 理 率 (%) <sup>28</sup>
2007	203806	194186	103306	
2008	221859	214572	110647	96.7
2009	259309	237226	132730	91.5
2010	258329	261358	129701	101.2

他方、インドネシア最高裁の統計資料から同じように計算すると、地方裁判所での民事訴訟事件の単年度処理率（判決言い渡しと訴えの撤回を含む）は、90 パーセントに達しないことが多い。その結果、かなりのスピードで未済件数が積み上がっており、裁判所での紛争処理のキャパシティが不十分であることを示唆している。また、この表には示されていないが、判決言い渡しから判決文の交付、上訴手続までの処理の遅れも、上述のように問題点として指摘されている。日本における事件処理速度の向上を参考に、事件の種類、性質にあわせた、裁判実務の改善は協力事項として考えられる。

表 2：インドネシアの地裁における事件の処理率

本データはおおよその処理率と見なすことができる。また、日本の場合、事件の割程度は、判決までに1年を超える期間を要しているため、処理率にはこれを考慮する必要があるが、インドネシアに同種の統計が見つからなかったため、省略した。

<sup>27</sup> 最高裁判所司法統計・第1-1表より。既済件数および未済件数も同じ。

<sup>28</sup> (既済件数÷新受件数) × 100 パーセント

年度	前年未決	新規	判決	撤回	未決	事件処理率(%) <sup>29</sup>
2009	6992	18836	14259	2176	9393	87.3
2010	8058	20307	17335	1524	9506	92.9
2011	7791	18763	14663	1216	10675	84.6

## ②上訴率の高さの問題

次に上訴率に関して、日本については下級審の判決数に対する、同年の上級審の新受件数を、最高裁の統計資料から算出してみる。下級審の判決言い渡しから上訴手続まで年をまたぐことも当然あるので、厳密とはいえないが、高裁新受件数とその比率は、おおよその控訴率と見なすことができる。これによると、日本における民事・行政事件での訴訟事件については、第一審（地方裁判所と簡易裁判所）の判決数に対する控訴率は約6%である（表3）。

	地裁一審判決 <sup>30</sup>	簡裁一審判決 <sup>31</sup>	高裁新受件数 <sup>32</sup>	控訴率（地裁のみ）	控訴率（地裁＋簡裁）
2007年	61368	158698	15065	24.5	6.8
2008年	62072	178649	15124	24.4	6.3
2009年	68516	213248	15383	22.5	5.5
2010年	83796	226286	18909	22.6	6.1

<sup>29</sup> (本年度判決+本年度撤回) /本年度新規\*100

<sup>30</sup> 最高裁判所司法統計第19表より

<sup>31</sup> 最高裁判所司法統計第8表より

<sup>32</sup> 最高裁判所司法統計第36表より

また、高裁の判決数に対する同年の最高裁新受件数（上告事件のみ）の割合を上告率として計算すると、表4のようになる。ただし、日本の上告審の大半は、上告が不適法または上告理由に明らかに該当しないとする上告却下または棄却の決定であり、実際に判決となるのはわずか（20件弱）である。したがって、実質的審理に至る率はきわめて低い。

年度	高裁判決数 <sup>33</sup>	最高新受件数 <sup>34</sup>	上告率
2007	8592	2138	24.9
2008	8849	2202	24.9
2009	8885	2296	25.8
2010	10242	2507	24.5

これに対して、インドネシア最高裁の統計も各年の判決数、控訴数、破棄請求（上告）数、および再審数を出している。

インドネシアには日本のような簡易裁判所と地方裁判所の区別はない。そこで、日本における簡易・地方裁判所判決の合計に対する控訴率と比較した場合、インドネシアの地裁判決に対する控訴率は日本の2倍以上である（2011年の控訴率が低いのは、2011年に判決があり、2012年に控訴する分が含まれていないことが理由であると推測される）。他方、高裁判決に対する破棄請求（上告）の割合は、実に50パーセント以上に上り、また再審請求も破棄審判決の20パーセント前後となっていることは注目すべきである。この数値は、前節で見たように、破棄請求の要件、さらに再審請求の要件が非常に緩いことと対応していると考えられる。

<sup>33</sup> 最高裁判所司法統計第38表より

<sup>34</sup> 最高裁判所司法統計第54表より。特別上告と上告受理申立を含まない。

表5：インドネシアの地裁における控訴率（概算）<sup>35</sup>

年度	判決	控訴	破棄	再審	控訴率(%)	破棄請求率(%)
2009	14259	2358	1331	212	16.5	56.4
2010	17335	3144	1549	324	18.1	49.3
2011	14663	1820	968	99	12.4	53.2

ただし、訴訟法上の規定が直ちに上訴率に対応しているかは、同種の法制度を持つ国々との比較法的研究が必要であり、ただちに法令による上訴制限の必要性を正当化するものではない。上訴には、下級審判決への不信（裁判官の質など）や、訴訟提起の動機（事件の引き延ばし、弁護士収入を増加させようという動機など）も関係してくる。

<sup>35</sup>本年度控訴数÷本年度判決数

### 3. 日本の法整備支援に関する示唆

以上のインドネシアの地裁判決の制度および実情，ならびに上訴の状況についての分析から，雑ばくながら日本との法律分野での協力について考えられる項目を挙げていきたい。

#### (1)判決文起案について

判決文の形式，実際の判決文の内容からは次のような問題が指摘できる：

- a.判決文の中で，争点を明確にし，その争点に沿った証拠評価，法令適用がしやすいような形式になっていないのではないか？
- b.判決文に多くのタイプミス，基本的な文法ミスがあるなど，一見して質の低い判決が存在する。
- c.判決文作成のプロセス，上訴・執行に不可欠なそのほかの裁判所書類作成の遅れ

a については，判決文形式や起案プロセスについてより適した方法を検討していくしかない。日本では、『民事判決起案の手引き』（司法研修所編）などが司法修習および法科大学院教育で用いられ，争点に関する要件事実を念頭に置いた事実整理を経て，要件事実に関する立証評価を行うという起案方法が強くインプットされる。それに対して，インドネシアの場合には，そのような整理方法は行われず，訴状・抗弁書をほぼそのまま引き写し事件事実として起案するので，その時点では主要な争点と，それに関連する事実は必ずしも明らかになるようにはなっていない。

ただし，判決文の形式は各国の法伝統や法曹教育，他の公文書形式との整合性など複雑な要因が関係しているので，日本の形式をよりよいものとして勧めることは必ずしもでき

ない。司法研修センターや最高裁調査官など、実務にたいして影響力を持つ中核人材との共同研究などを行っていくことが一つのやり方であろう。

b.については、すでにインドネシア最高裁も定期的な研修を行っているが成果は十分ではない。高品質な起案は、単発の研修よりも日常的な業務の中で培われる部分が多い。日本の場合には、裁判官が高裁／地裁，地方と都市部，異なる裁判分野を異動する中で、技術の共有と継承がなされてきている。インドネシアの場合は，異動・昇進は硬直的である点は問題である。ただし，これも他の制度の関連で考えられなければならない。別の方向性として考えられるのは，一つの裁判所において，試験的に判決の質の向上を目指したプログラムを実施することである<sup>36</sup>。この場合，日本からの長期専門家とインドネシア側の地方裁判所所長クラスが共同してプロジェクトを考えていく一方，インドネシア最高裁側が人事などで配慮するという戦略が考えられる。

c.についても b と同様であるが，IT 機器の操作などより技術的な側面が強いので，技術協力の効果が強いのではないか。

## (2)裁判所への信頼感と上訴の問題との関係

高い上訴率の原因としては，次のような要因が指摘できよう：

- a. 制度上の問題（特に破棄請求，再審請求の要件がきわめて緩やかである）
- b. 下級審の裁判の質に対する不信（上級審でなければ，正しい判決は得られないのではないか）
- c. 嫌がらせとしての裁判や弁護士稼ぎ（裁判を引き延ばす方が利益にかなう）
- d. 判決の不確定性（裁判結果の予測が立たないので，もしかしたら次なら勝てるのではないかという思い込み。訴訟経済に照らして敗訴を受け入れない，和解しない）

---

<sup>36</sup> たとえば，すでに警察プロジェクトを通じて裁判所との関係ができつつあり，かつ，日系企業が多く進出する地域を管轄するブカシ裁判所などはその候補地として考えられる。

aについては、インドネシアの制度のどこに上訴率を上げている原因があるのかを、より詳細に検討する必要がある。これには、同種の制度を持つ国々との比較法的研究が必要であり、学術研究交流の対象としてふさわしい。

bについては、少なくとも一般の人々が下級裁判所の判決に対して持つイメージを変えていかななくてはならない。これは、上述のような特定の裁判所における技術向上プロジェクトの成果が反映される部分である。

cについては、上訴制限、濫訴に対する対応と言った制度的枠組みを検討する必要がある。また、弁護士協会との連携も必要となる。

dも複合的な要因を持つ問題であるが、一つの要因として判決情報が十分に整理されていないことがある。確かに、各裁判所はIT技術の普及に伴い判決文を電子情報として公開しつつあるが、たとえば事件類型や事実、適用法令、判例としての価値などで分類されていないのであれば、先例としての有用性はほとんどない。日本では、判例関係の雑誌が多く出され、重要判例が整理される環境が整っている。また、法テラスや自動車保険代理店などのチャンネルで、一般人にわかる形に消化されて情報が提供される。このような方法を探るべきである。きっかけの一つとして、「独立した裁判のための研究提言機関 Lembaga Kajian dan Advokasi untuk Independen Peradilan」という法律分野のNGOが最高裁判決のデータベース化と評価に取り組んでいる（ただし、現在は刑事／汚職関係）。このようなNGOあるいは学術機関との協力が考えられる。

### (3)隣接プロジェクトとの関係

本報告書のための調査に関連して、インドネシアで長期にわたって行われている法律隣接分野の協力プロジェクトとして次の二つを訪問した：



a.インドネシア国家警察改革プログラム<sup>37</sup>

b.インドネシア知的財産権保護強化プロジェクト<sup>38</sup>

a はプログラムとして複数のプロジェクトを内包しているが、その一つとしてブカシ警察署をパイロットプロジェクトの場所とした鑑識能力向上プロジェクトがある。同プロジェクトの担当者である折戸氏と佐藤氏によると、ブカシ署の鑑識職員の技術向上（特に指紋採取と照合）は著しく、すでにインドネシア各地からの研修を受け入れる段階に達している。しかし、鑑識の成果が現実になるためには、その証拠価値を検察および裁判所が認識すること、またそれに必要な制度が整えられることが不可欠である。警察プロジェクトはすでに10年目に入っているが、執筆者が訪問した段階では、警察プロジェクトと裁判所の間には接触がなかった（なお、ブカシ警察署とブカシ地方裁判所は塀を隔てて隣同士である）。検察と警察についてもその1ヶ月ほど前によく接触があったに過ぎない。執筆者がブカシ裁判所を訪問した機会を利用して、鑑識プロジェクトの担当者をはじめブカシ地裁所長と接触し、鑑識証拠の裁判における証拠価値と重要性を説明する機会を持つことができた。

また、bのインドネシア知的財産権保護強化プロジェクトのJICA専門家によると、技術協力を通じて法務人権省の知財保護担当職員の能力は徐々に向上しているが、インドネシアの法制度上、違反物品の水際での押収・処分は裁判所の決定によらなければならない、司法部門の未整備がボトルネックになっているとのことであった。しかし、行政部門から司法への働きかけや行政部門に対する技術協力に司法部門を巻き込んでいくことは、裁判官側のエリート意識や組織の縦割りによりハードルは高い。したがって、「日本の司法分野か

---

<sup>37</sup> <http://www.jica.go.jp/project/area/program/0060000000010/index.html>

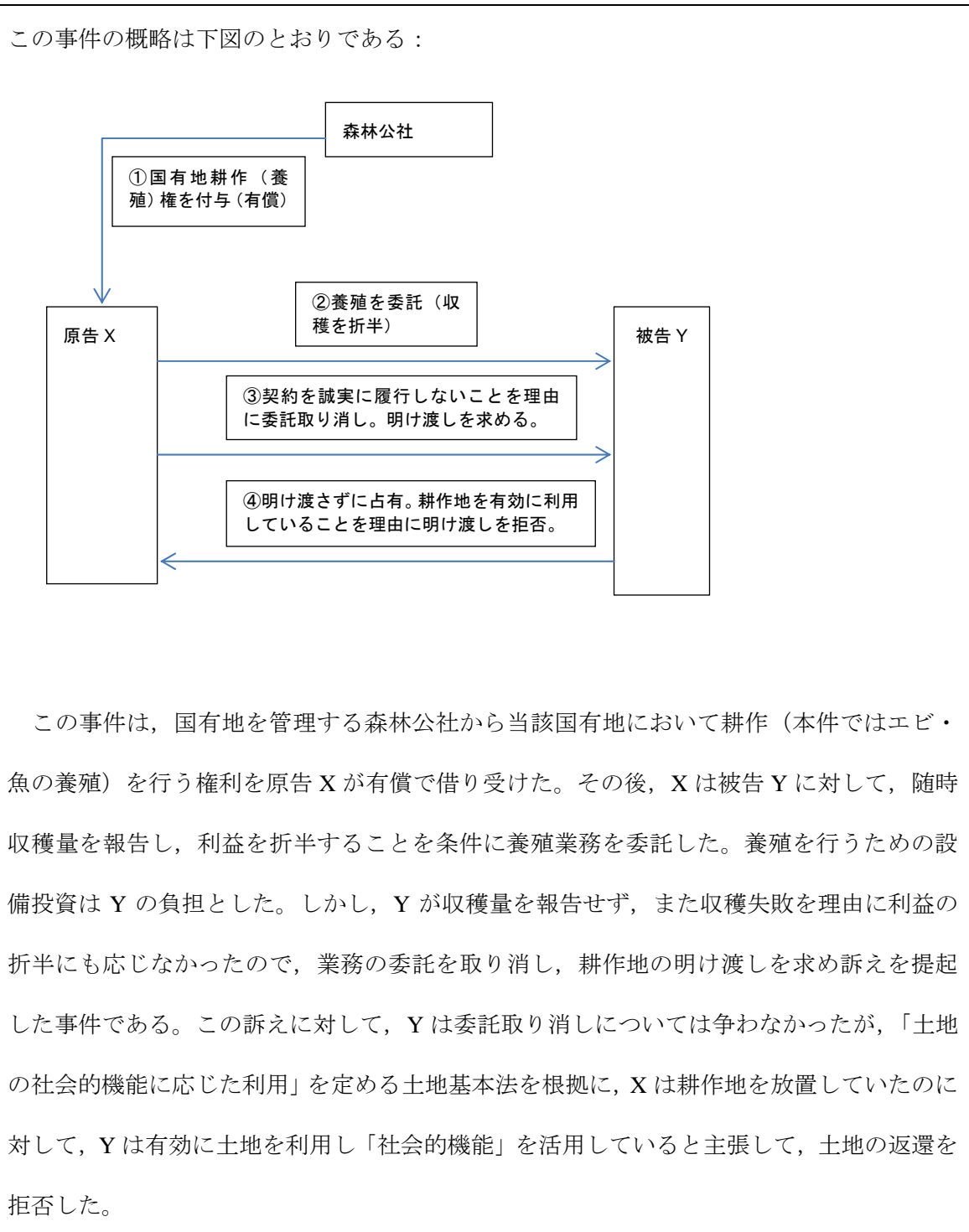
<sup>38</sup> <http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/4f3700b697729bb649256bf300087d02/6de16c1a8ff77f69492577040020afd7?OpenDocument>

ら当地の司法分野への技術協力があれば日本側の協力範囲にもいろいろな可能性が出て来るのではと推測」すると述べた。

本報告書では民事分野に焦点を当てたが、裁判制度は民刑事・行政に渡るものであり、ある分野の能力向上は、他分野にも波及効果を持つ。また、法治国家を標榜する以上、人身・財産に対する最終的処分権限が司法に委ねられることは原則である。したがって、裁判制度に関する分野横断的な知見と経験を有する法律専門家が常駐し、コーディネータや技術顧問としての役割を果たすことは有用であると考えられる。

添付資料①：判決文の例(1)

事例 1：ブカシ地方裁判所判決（土地の不法占有に対する明け渡しの訴え）



この事件について、被告 Y は、当事者間での耕作委託に関する契約（委託および委託取り消し）に優先する規範として、土地基本法を援用した。しかし、裁判所は、被告の主張は法的根拠を有しないとして棄却し、X による委託取り消しの有効性を認め、Y に対して土地の明け渡しを命じた。ただし、X の求めている損害賠償（Y が委託取り消し後 3 年間、土地を占有していたことにより、X の被った損害）は認めなかった。

#### ブカシ地裁判決 No.98/Pdt.G/2010/PN.Bks

全能の神の名による正義において

第一審の民事訴訟を審理および裁判するブカシ地方裁判所は、以下の当事者による事件について判決した：

X は、ブカシ県〇〇郡〇〇を住所とし、本件においては 2010 年 3 月 12 日に委任状登録番号 No. 236/SK/2010/PN.Bks でブカシ地方裁判所書記局に登録された 2010 年 2 月 22 日付け特別委任状 No. 005/ SK/ Pdt/ II/ 2010 に基づき、△△法律事務所所属弁護士、A および B を代理人とする。以下、原告；

対

Y は、ブカシ県〇〇郡□□を住所とし、本件においては 2010 年 4 月 7 日に委任状登録番号 No. 306/SK/2010/PN.Bks でブカシ地方裁判所書記局に登録された 2010 年 4 月 7 日付け特別委任状に基づき、▲▲法律事務所所属弁護士 C を代理人とする。以下、被告；

上記地方裁判所は：

本件を審理および裁判する裁判官合議体任命に関する 2010 年 2 月 22 日付け決定 No.98/Pen.Pdt/G/2010/PN.Bks を読み；

事件書類内にある文書を読み；

証拠に留意し；

両当事者の証言を聴取した後；

事件の事実について：

2010年3月12日に、民事事件訴訟登録番号 No.98/Pdt.G/2010/PN.Bks でブカシ地方裁判所書記局に登録された2010年3月10日付けのその訴状において、以下のように述べた：

1. 原告は、契約 No.302.06.03.0016、すなわち、2006年11月7日に署名され、2009年3月11日に更新された、森林化公社(Perum Perhutani)と耕作者(林業グループのメンバー)との間で結ばれた、間作林業システムを用いて塩水林を植え維持する協力契約、に基づく Perhutani 公社所有の耕作国有地 33 ヘクタールの唯一の耕作者である。(甲1号証)

2. 契約の対象地、すなわち原告が耕作する 33 ヘクタールの森林化公社所有の国有耕作地は次の場所に所在する：

- －森林行政領域 : Bogor
- －森林行政部 : Ujung Krawang
- －森林行政区 : Pondok Tengah
- －区画・ブロック : 32/ Pondok Dua
- －土地・割り当ての面積 : 33ha

3. Kampung Pondok Dua Desa Hurip Jaya, Kecamatan Babelan, Kabupaten Bekasi に所在する 33 ヘクタールの原告による耕作国有地の場所は、次のような境界となっている：

- －北側は、Tiangan/ Hasan Kusnadi の耕作国有地と接する
- －南側は、村道/Tanggul sungai CBL と接する
- －東側は、H. Rojali/ SM Gedong の耕作国有地と接する
- －西側は、H. Rojali/ SM Gedong の耕作国有地と接する

4. 33 ヘクタールの耕作国有地は、原告が耕作する以前は、1977年7月8日から、次の4名によって耕作されていた：

- (1) D1 名義、耕作証明書 No.96/RPH, 1977年7月8日付けの森林化公社との契約書、養殖池事業許可書 No.1309/Pp.2.2.1/1984 (甲2号証)；
- (2) D2 名義、耕作証明書 No.99/RPH, 1977年7月8日付けの森林化公社との契約書、養殖池事業許可書 No.1363/Pp.2.2.1/1984 (甲3号証)；
- (3) D3 名義、耕作証明書 No.101/RPH, 1977年7月8日付けの森林化公社との契約書、養殖池事業許可書 No.1308/Pp.2.2.1/1984 (甲4号証)；
- (4) D4 名義、耕作証明書 No.102/RPH, 1977年7月8日付けの森林化公社との契約書、養殖池事業許可書 No.1306/Pp.2.2.1/1984 (甲5号証)；

当初の耕作書および契約書は、権限を有する公務員、森林化公社が署名し、また、養殖池事業許可書は、Kabupaten Dati II Bekasi の水産業局長が署名した。

5. 1992年、上述の4人は、行政手続、すなわち森林化公社と耕作者(林業グループのメン

バー)との間で結ばれた、間作林業システムを用いて塩水林を植え維持する協力契約である、契約 No. PT/32/003に基づき、Eに耕作権を譲渡した。それに加えて、森林化公社は、耕作者に対して、毎年 GRPKH (森林利用補償)を支払うよう義務づけた。

6. 2006年11月7日、原告は森林化公社所有の耕作国有地33ヘクタールをEから495,000,000ルピア(四億九千五百万ルピア)で買い受けた。(甲6号証)

7. 原告はGRPKH(森林利用補償)使用料を毎年支払う義務を負い、2006年から2009年まではすでに支払い済みである。(甲7号証)

8. 原告所有の耕作国有地33ヘクタールのうち、25ヘクタールを被告は不法に占有し、なお占有している。

9. 被告が25ヘクタールの耕作国有地を占有していることにより、原告は、耕作する権利を行使することができず物的損害を被った。とりわけ、この25ヘクタールの土地で3年間魚を養殖すると600,000,000ルピア(六十億ルピア)相当の金額になる収穫が得られる。

10. 被告は、原告所有の耕作国有地を占有することで、民法典1365条の規定に従い不法行為を行ったことは明らかである。

11. 民法典1365条の規定をよく読むと、不法行為は以下の要件を含んでいる：

- －行為の存在
- －当該行為が違法である
- －行為者に過誤がある
- －被害者に損害がある
- －行為と損害との間に因果関係がある

12. 上記条項の諸要件を検討すると、被告は不法行為を行ったことが立証される。なぜなら、被告は現在まで、他人(すなわち原告)の耕作国有地を占有し、および耕作し、そしてその土地は原告が正当に取得したものである。

13. 本訴えは原告による正当な証拠に基づいており、また、原告が自主的に本件判決を履行するように求めている、したがって、被告が本件判決の履行を怠った場合、本判決が言い渡され、発効した日より起算して、毎日100,000ルピア(十万ルピア)の間接強制を支払うように被告に命じる。

上述の陳述に基づき、本件を審理し判決する裁判官合議体に対して以下の判決を行うよう

求める：

事件の趣旨について

1. 原告の訴えを受理し，認容する。
2. 被告は不法行為を行い，その結果，3年間耕作地を工作できなかつたため，600,000,000ルピア（六億ルピア）の損害を生じさせた，と宣言する。
3. 2006年11月7日に締結され，2009年3月11日に更新された契約 No.302.06.03.0016にある原告と森林化公社の間の契約書は正当の者であると宣言する。
4. 以下に所在する33ヘクタールの工作国有地について，原告は唯一の正当な耕作者であると宣言する：

- －森林行政領域                    : Bogor
- －森林行政部                      : Ujung Krawang
- －森林行政区                      : Pondok Tengah
- －区画・ブロック                  : 32/ Pondok Dua
- －土地・割り当ての面積          : 33ha

以下と境界を接する：

- －北側は，Tiangan/ Hasan Kusnadi の耕作国有地と接する
- －南側は，村道/Tanggul sungai CBL と接する
- －東側は，H. Rojali/ SM Gedong の耕作国有地と接する
- －西側は，H. Rojali/ SM Gedong の耕作国有地と接する

5. 被告に対して，被告が占有し，工作している25ヘクタールの国有耕作地を原告にすべて返還する債務を被告に負わせる。
6. 被告が本件判決の履行を怠った場合，本判決が言い渡され，発効した日より起算して，毎日100,000ルピア（十萬ルピア）の間接強制を支払うように被告に債務を負わせる。
7. 本件において生じた費用を被告が払うように債務を負わせる。

または，

裁判官合議体が別に判断する場合，正義にかなった判決を求める。

定められた公判期日において，原告と被告は特別委任状に基づく代理人を持って出廷した。

本件審理開始前，裁判官合議体は調停判事を指名し，両当事者に対して調停を通じた和解

を勧めたが、十分な時間を与えたにもかかわらず、2010年4月14日付の調停判事報告によると、不調となった。したがって、事件の審理は訴状の朗読に進み、そこで合議体の質問に対し、原告代理人は訴えを維持すると陳述した。

この訴えに対して、2010年4月21日、以下の抗弁書を提出した：

A. 本案前の抗弁について

I. 訴えは当事者を欠いている

この訴えは、本訴原告・反訴被告により、明らかに誤って提起されている。なぜなら、本訴原告・反訴被告に、この耕作許可を交付した土地所有者としての森林化公社を含めていないからである。

II. 訴えは人に関する錯誤である

本訴原告・反訴被告の訴えは、本訴被告・反訴原告に対する人について過誤のある訴えである。なぜなら、本訴原告・反訴被告は、2006年12月8日以来、約25ヘクタールの国有耕作地を耕作する許可を付与しているからである。

B. 事件の本案について

本訴について

1. 本訴被告・反訴原告は、本訴原告・反訴被告が、訴状の1から7までに示したすべての理由を、必要な変更を加えて否認する、さらに訴状の9, 10, 11, 12および13について述べられた理由について否認し、ただし、本訴被告・反訴原告が明示的に是認し、かつその利益となること、すなわち訴状の8の理由はのぞく。

2. 本訴被告・反訴原告の抗弁は、必要な変更をくわえたうえで、「本案前の抗弁について」の、I. 訴えは当事者を欠いていることと「II. 訴えは人に関する錯誤であること」である。

3. 本訴原告・反訴被告は、2006年12月8日からその国有耕作地役25ヘクタールを耕作するよう業務を与えたのであって、したがって本訴被告・反訴原告が直ちに訴えられるような不法行為を行ったとすることは正しくない。

4. 本訴被告・反訴原告は、2006年12月8日以降、すなわち、本訴原告・反訴被告よりその国有耕作地約25ヘクタールを耕作の業務を課す書状を受け取っていこう、当該土地を物理的に占有している。

反訴について

1. 本訴原告・反訴被告は、2006年12月8日以降、約25ヘクタールの国有耕作地を耕作す



る業務を命じたのであって、したがって、本訴被告・反訴原告が、直ちに訴えられるような不法行為を行ったとすることは正しくない。

2. 本訴被告・反訴原告は、2006年12月8日以降、すなわち、本訴原告・反訴被告よりその国有耕作地約25ヘクタールを耕作の業務を課す書状を受け取って以来、当該土地を物理的に占有している。

3. 本訴原告・反訴被告の国有耕作地約25ヘクタールは、以下の境界を持っている：

- －北側は、Tiangan/ Hasan Kusnadi の耕作国有地と接する
- －南側は、村道/Tanggul sungai CBL と接する
- －東側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する
- －西側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する

4. 本訴被告・反訴原告は、本訴原告・反訴被告が訴えるような不法行為を行ったことは立証されない、逆に、2006年12月8日以降、その国有耕作地約25ヘクタールを本訴被告・反訴原告へ譲り渡したのであるから、本訴原告・反訴被告が不法行為を行った。

5. 本訴被告・反訴原告による反訴(rekonpensi)を架空のものとしないうため、本件裁判官合議体を通じてブカシ地方裁判所所長に対して、以下の境界を持つ国有耕作地約25ヘクタールに対して保全差押え(Conservatoir Beslag)を課すことを認めるよう求める：

- －北側は、Tiangan/ Hasan Kusnadi の耕作国有地と接する
- －南側は、村道/Tanggul sungai CBL と接する
- －東側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する
- －西側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する

上に示した陳述、法的根拠および理由に基づき、本訴被告・反訴原告は、裁判官合議体が以下の判決を行うことを認めるよう求めるものである：

事件の趣旨について：

主たる請求：

1. 本訴原告・反訴被告の請求を却下、または棄却する；
2. 本訴被告・反訴原告の反訴をすべて受理しかつ認容する；
3. 本訴被告・反訴原告のすべての証拠を法的に正当であると宣言する；

4. 2006年12月8日に作成された土地の耕作の業務を命じる書状を正当かつ法的拘束力のあるものと宣言する；

5. 本訴被告・反訴原告は、以下の境界を持つ国有耕作地約25ヘクタールの唯一正当な耕作者であることを宣言する：

- －北側は、Tiangan/ Hasan Kusnadi の耕作国有地と接する
- －南側は、村道/Tanggul sungai CBL と接する
- －東側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する
- －西側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する

6. 以下の境界を持つ国有耕作地約25ヘクタールに対する保全差押え(Conservatoir Beslag)を正当かつ有効なものと宣言する。

7. 本訴原告・反訴被告が本判決の履行を怠った場合、判決言い渡しの日より、本訴原告・反訴被告は一日あたり100,000ルピア(十萬ルピア)の間接強制(dwangsom)を支払う債務を負わせる。

8. 本訴原告・反訴被告に、本件について生じた費用を支払う債務を負わせる。

または、

二次的請求

裁判所が別に判断する場合、正義にかなった判決を求める。

被告は抗弁書において本案前の抗弁および反訴を提起した；

被告の本案前の抗弁は裁判管轄に関するものではないから、したがって本案前の抗弁および反訴は、最終判決の事件の趣旨で、同時に判断および判決されるものとする。

この被告の抗弁書に対して、2010年4月28日、原告は再抗弁書を提出し、2010年5月5日、被告は再々抗弁書を提出した。再抗弁書および再々抗弁書の内容は、その概要は本判決においてすでに記述されていると見なす。

その訴えを主張するため、原告は甲1号証から甲11号証までの証拠番号を振った証拠書類

を提出した。それらは所定の印紙を貼付し、原本との一致が確認された写しである。以下の通りである：

1. 甲 1a 号証：2006 年 11 月 7 日から 2009 年 11 月 7 日まで、森林化公社と耕作人 X（原告）との間で結ばれた、インタークロッピング・アグロフォレストリー方式による塩水林の栽培および維持協力契約 No.302/ 06.03.0016；
2. 甲 1b 号証：2009 年 11 月 11 日から 2011 年 11 月 11 日まで、森林化公社と耕作人 X（原告）との間で結ばれた、インタークロッピング・アグロフォレストリー方式による塩水林の栽培および維持協力契約 No.302/ 06.03.0016；
3. 甲 2 号証：D1 名義の混作耕作暫定証明書 No.96/RPH Pondok Tengah, および Ujung Karawang 森林行政領域の耕作地 10 ヘクタールで行われる、D1 と森林化公社との間の 1977 年 7 月 8 日付の契約書；
4. 甲 3 号証：D2 名義の混作耕作暫定証明書 No.99/RPH Pondok Tengah, および Ujung Karawang 森林行政領域の耕作地 10 ヘクタールで行われる、D2 と森林化公社との間の 1977 年 7 月 8 日付の契約書；
5. 甲 4 号証：D3 名義の混作耕作暫定証明書 No.101/RPH Pondok Tengah, および Ujung Karawang 森林行政領域の耕作地 6 ヘクタールで行われる、D3 と森林化公社との間の 1977 年 7 月 8 日付の契約書；
6. 甲 5 号証：D4 名義の混作耕作暫定証明書 No.102/RPH Pondok Tengah, および Ujung Karawang 森林行政領域の耕作地 7 ヘクタールで行われる、D4 と森林化公社との間の 1977 年 7 月 8 日付の契約書；
7. 甲 6a 号証：森林化公社と耕作人 E との間で、インタークロッピング・アグロフォレストリー方式で塩水林の植林・維持を行う協力契約で、その後 X（原告）に売り渡された契約 No.302.003。
8. 甲 6b 号証：2006 年 11 月 7 日付で、E から X（原告）へ代金 495,000,000 ルピア（四億九千五百万ルピア）で Blok 32/Pondok Dua desa Hurip Jaya, Kecamatan Babelan, Bekasi の耕作地 330,000 平米を移転・譲渡する代金の領収書；
9. 甲 7 号証：33 ヘクタールの土地に対する GRPKH（森林利用補償）792,000 ルピア（七十

九万二千ルピア) の森林化公社への 2006 年 11 月 21 日付け支払い証。

10. 甲 8 号証 : 33 ヘクタールの土地に対する GRPKH (森林利用補償) 792,000 ルピア (七十九万二千ルピア) の森林化公社への 2007 年 6 月 11 日付け支払い証。

11. 甲 9 号証 : 33 ヘクタールの土地に対する GRPKH (森林利用補償) 1,663,200 ルピア (百六十六万三千二百ルピア) の森林化公社への 2008 年 2 月 3 日付け支払い証。

12. 甲 10 号証 : エビおよびバンデンを養殖するために 20 ヘクタールの耕作地・養殖池を耕作する業務を被告に命じた 2006 年 12 月 8 日付けの書状。

13. 甲 11 号証 : 被告の業務を取り消し, 25 ヘクタールの土地を原告に返すように命じた 2008 年 9 月 1 日付けの書状。

原告は証人を申請しなかった ;

逆に原告の主張に対する否認を証明するために, 被告は公判において乙 1 号証から乙 3 号証までの証拠番号を振った証拠書類を提出した。それらは所定の印紙を貼付し, 原本との一致が確認された写しである。以下の通りである :

1. 乙 1 号証 : X から Y へ 25 ヘクタールの養殖池の耕作を命じた 2006 年 12 月 8 日付けの書状 (原本と一致) ;

2. 乙 2 号証 : X から Y へ業務を命じる書状の 2008 年 9 月 1 日付けの取り消し (原本と一致) ;

3. Y 名義の 2007 年 1 月 30 日付け住民身分証 No.10.1201.301248.1005 の写し (原本はなし) ;

被告も証人を申請しなかった ;

その後, 原告と被告はそれぞれの最終答弁書を提出した, すなわち原告は 2010 年 6 月 2 日付けの最終弁論, および被告は 2010 年 5 月 26 日付けの最終弁論を行った。

最終的に両当事者は, これ以外のものを提出せず, 判決を求めた。

#### 判決理由

原告の訴えの意図は上記の通りである。

被告は抗弁書において本案前の抗弁を提起したので、事件の趣旨について受理/裁判する前に、合議体はまず、主として2点からなる被告の本案前の抗弁について判断する。

被告の本案前の抗弁の第1点、すなわち、本訴原告に当該土地の耕作許可を与えた土地所有者である森林化公社に言及しない故に、訴えは誤りであるから、したがって、訴えは当事者を欠いている、ことについて。

原告の権利または利益を侵害したことを理由に訴えられるべき当事者は誰であるかについては、原告の主観的権利である。ただし、下される判決の結果としてその権利または利益が侵害されうる者が、当事者に含まれていない場合はこの限りではない。

本件において、原告はその訴状で、被告が不法行為を行った、すなわち、森林化公社から原告の取得した正当な国有耕作地を占有し、原告に損害を与えたことを理由に、被告であるYに対して訴えを提起することが必要であるとだけ見なした。

原告と、土地所有者である森林化公社との間の耕作権契約に関して、この問題について原告も森林化公社のいずれも問題としていない。したがって、本件において森林化公社はいかなる利益も有しておらず、またしたがって、本件において森林化公社を当事者に含めないことは、当事者を欠いた訴え、または *plurium litis consorsium* とはならない。

この法的判断により、被告の本案前の抗弁の第一点は、却下されなければならない。

被告の本案前の抗弁の第二点は、被告に対する原告の訴えは、本訴の原告が2006年12月8日以降約25ヘクタールの国有耕作地を耕作する許可を与えているのであるから、"error in persona"または「人に関する過誤」であるというものである。合議体は、この本案前の抗弁は理由のないものと判断する。なぜなら、原告と被告の間には明確に法律関係が存在するからである。すなわち被告は原告の国有耕作地を占有することにより不法行為を行ったと見なされ、さらに原告の当該土地を占有する被告の行為が不法行為であるか否かが立証されるかどうかは、公判においてその真実性が立証されることになる事件の趣旨に問題に含まれることである。

したがって、被告の本案前の抗弁の第二点も却下されなければならない。

被告の本案前の抗弁はすべて却下されたので、合議体は事件の本案について判断する。

原告の訴えの理由によると、本件における主要な問題は：原告の国有耕作地約 25 ヘクタールを占有する被告の行為は、原告の権利を侵害する不法行為であるかどうかである。

証拠法理論に基づき、ある権利を主張するものは、当該権利を立証できなければならない。

その訴えを立証するため、原告は証拠文書を提出した。

甲 1 号証から甲 9 号証に基づき、原告は **Kampung Pondok Dua, Desa Hurip Jaya, Kecamatan Babelan, Kabupaten Bekasi** に所在し、以下のように境界を接している 33 ヘクタールの森林化公社所有の国有耕作地の耕作者であるという事実が得られる：

- －北側は、Tiangan/ Hasan Kusnadi の耕作国有地と接する
- －南側は、村道/Tanggul sungai CBL と接する
- －東側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する
- －西側は、H. Rojali/ Sungai Muara Gedong の耕作国有地と接する

このことについては、原告の請求に対する抗弁書において陳述されるように、被告は反駁または否認していない。

業務命令の書状である甲 10 号証に基づき、2006 年 12 月 8 日に、被告に対してエビとバンデンを養殖するために 25 ヘクタールの養殖池を耕作すること、収穫に際しては、その収量を報告し、被告がエビとバンデンを養殖する資本を負担するので、事前の投資分をのぞいた分を等分する、という業務を与えた事実が得られる。

この事実について、被告は否認せず、逆に被告の抗弁書において陳述されるようにそれを認め、原告の提出した甲 10 号証と同一のものに他ならない乙 1 号証として被告は証拠文書を提出した。

業務の取り消しとなる甲 11 号証から、2008 年 9 月 1 日以降、原告は、たびたび収穫が報告されず、またエビとバンデンの収穫に失敗したという理由で収穫が配分されないことを理由に、2006 年 12 月 8 日に被告に業務を与える書状を取り消し、そして、当該取り消し状で被告が 25 ヘクタールの土地・養殖地を直ちに耕作権所有者である原告へ返還することを求めた、という事実が得られる。

被告に当てた原告が業務を命じる書状を取り消した事実の存在について、原告は否認しおらず、また乙2号証（甲11号証と同じ）として当該業務を命じる書状を取り消す書状を提出することで立証されている。

被告は、原告の主張する以下の事実、すなわち原告が耕作地の所有者であること、2006年12月8日に原告が被告に対して約25ヘクタールを耕作する業務を与えたこと、そして、この業務は上記理由により2008年9月28日付けの取り消し状で原告が取り消したことに反駁していない。しかし、被告は、原告が主張したような不法行為を行ったことについては一貫して否認し、原告の国有耕作地を現在まで占有している。

被告が原告の国有耕作地を占有し、不法行為を否認する被告の理由は、答弁書、再々答弁書、最終答弁書における概要以下のような被告の主張によっている：

－2006年12月8日以降、原告は国有耕作地を耕作する業務を与えた。

－非行は、原告から業務を命じる書状を受け取った2006年12月8日以降、当該土地を物理的に占有質得る。

－原告は、原告は森林化公社を当事者にあげていない。森林化公社は、被告に対して何らな警告も行わないまま、放置していた。なぜなら、明らかに当該土地は、被告が作業し、努力し、耕作したことで経済的に生産性のある土地となり、森林化公社と被告に利益を与える一方で、原告はその森林化公社の土地についていかなる努力も作業も行ったことがなかったからである。

－この森林化公社の土地でのエビとバンデンの養殖池事業は、2006年12月8日から現在まで、森林化公社に利益を与え、同時に原告は利益を感じないと言うだけで、2008年9月1日に自分の行った委任状を一方的に取り消すという方法で被告に誤りを押しつけた。

－当該土地は放置され、被告がバンデンとエビの養殖池を作り前のようにまた遺棄されてしまうのであるから、被告は森林化公社所有の当該土地を原告に返還しない。

－被告の行為は、土地の機能を生産的なものに戻した（土地は社会的機能を有し、経済的にも人類のために土地の利用価値を高めた）、すなわち、土地の基本規則に関する1960年法律第5号第6条の「すべての土地に対する権利は社会的機能を有する」という規定に合致している。

－その社会的機能に関連して、適切なことは、その豊かさを増し、破壊を避けるように土地は適切に維持されなければならない、ということである。

土地を管理する責任は、所有者あるいは関係する権利保有者にだけ負わされるのではなく、その負担は当該土地に法律関係を有するすべての人、法人または機関も負うものである。それは、土地の基本規則に関する1960年法律第5号第15条が「土地は適切に管理されな

なければならない、すなわち関係する官庁の指示に合致して、該当する地域で行われている習慣的な方法により管理されなければならない」と定めるとおりである。

一被告は、この土地を原告へ引き渡すまたは返還することを明確に拒否する。なぜなら、原告は土地の所有ではないし、また別の理由、すなわち、原告は土地を遺棄し、土地の機能に従って作業や、努力、業務を行わなかったからである。もし被告がこの土地を返還しなければならないとすれば、土地の所有者、すなわち森林化公社に対してである。

一当該土地の所有者である森林化公社は、損害を被ったとも考えていないし、また講義もしていない、それどころか、2006年12月8日から現在までその所有地を被告が耕作していることについて、いかなる警告もしたことがない。

一土地の事実上の耕作者として被告は、土地が放置され遺棄されない（土地の放棄の禁止）ように、すでに物理的に耕作し、働き、作業を行ってきた、そして、法的には、被告はこの土地について登記を得るよう権原を求める優先的権利を有している。なぜなら、その土地が放置され遺棄されないように努力し、作業を行ってきた一方で、原告自身はこの土地についていかなる仕事もしてこなかったからである。

一原告は、土地所有者である森林化公社に通知したり、許可を得たりせずに被告に耕作する許可を与えた。したがって、原告は他社へ耕作の許可を与えた行為について過誤の責を負うべきである。〔※下線は、翻訳者による〕

被告が現在まで占有している原告の国有耕作地 25 ヘクタールを引き渡さず、また、被告は不法行為を行っていないと考える根拠として上に述べた被告の理由について、合議体は、これらの理由は法的根拠がなく、正当化のためのこじつけであると考えます。

合議体の判断は以下の法的判断に基づいている：

被告によるこの国有耕作地の占有は、いかなる権利にも基づいていない。なぜなら、2006年12月8日以降、この土地を耕作する業務を命じる原告の書簡に基づき権利を取得したとはいえ、被告は与えられた業務を正しく行わず、結果として原告に損害を与えたと思われるのであるから、2008年9月1日以降、被告のこの権利は、被告がすでに受領し、またその真実性を認諾している取り消しの書簡により、取り消されている（乙2号証参照）。

そのほかの被告の理由、すなわち、森林化公社が損害を受けたと考えておらず、逆に、土地が適切に耕作されたことで利益を得て、逆に、原告がこの土地を遺棄することを憂慮しているという理由について、このような議論は、提出された甲1号証から甲9号証までの証拠書類に一致した正当な耕作権契約書に基づき森林化公社が供与した、その土地に対する正当な耕作者としての被告の民事上の権利を消失させる根拠とはなり得ない。



原告と被告の間に民事上の法律関係、すなわち国有耕作地を耕作させる業務を命じた書簡と、この耕作を行う権利の取り消し（甲 10 号証・乙 1 号証、および甲 11 号証・乙 2 号証参照）が存在するので、法的には被告は、土地の所有者である森林化公社にこじつけるのではなく、業務を命じる書簡の取り消しの日より直ちに耕作地を原告へ返還すべきであった。なぜなら、森林化公社と法律関係にあるのは、被告ではなく原告だからである。

乙 1 号証から乙 3 号証までの被告が提出したすべての証拠のうち、2008 年 9 月 1 日以降、原告の国有耕作地を被告が占有し、耕作する法的根拠となり得るものは一つもなく、むしろ、この国有耕作地を耕作する被告の権利は 2008 年 9 月 1 日で終了しているとする原告の訴えの主張をより補強している。

原告に損害を与えたと考えられるために、被告に対して、原告が業務命令の書簡を一方的に取り消したことについて、これは完全に原告の権利であり、それ以前に、または逆の契約がない限り、業務を与えられた者、本件では被告の同意を得る必要はない。

上述の法的判断に基づき、合議体は、被告が本件において争われているように原告の国有耕作地を占有した耕作し、結果、原告に損害を与えたことにより、不法行為を行ったとする訴えにおける主張を原告は立証することができ、逆に、被告はこの紛争の対象となっている土地を正当に占有する証拠をもって原稿の主張を否認する理由を立証することはできなかったという結論に達した。

被告は不法行為を行ったとさえるのであるから、被告が占有し耕作している 25 ヘクタールの耕作地を原告にすべて返還する債務を被告に負わせるとする、原告の訴えにおける請求第 5 点は認容される。

3 年間土地を耕作できなかった結果として被った原告の物的損害、600,000,000 ルピア（六億ルピア）については、訴えにおける請求第 2 点において、被告に対して、その詳細を含めて賠償が請求されていないので、したがって、この損害賠償についてはこれ以上判断する必要はなく、却下する。

被告が直ちに、当該国有耕作地を原告に返却することを保障するために、原告の訴えにおける請求第 6 点、すなわち、被告に対して、本判決が確定した(in kracht van gewijckede) 時点より、もし本判決の履行を怠った場合、原告へ一日 100,000 ルピア（十万ルピア）の間接強制を支払う政務を負わせることは、認容されるべきである。

本訴における被告の提起した反訴について、本訴における原告の訴えを合議体が認容した

ので、したがって、当該反訴はこれ以上判断される必要はなく、却下される。

被告は敗訴したので、したがって被告に本件において生じた費用を支払う債務を負わせる。

有効な法令に留意し、

以下のように判決する：

先決的抗弁について

被告の先決的抗弁を却下する。

事件の趣旨について

本訴について

1. 本訴原告の訴えを一部認容する；
2. 本訴被告は不法行為を行い本訴原告に損害を与えた；
3. 2006年11月7日に締結、2009年3月11日更新の契約 No.302.06.03.0016 にある原告と Perhutani 公社との間の協力契約書は有効である；
4. 以下の場所にあり、境界を有する 33 ヘクタールの耕作国有地について原告は唯一の正当な耕作者である：
  - －森林行政領域                   : Bogor
  - －森林行政部                     : Ujung Krawang
  - －森林行政区                    : Pondok Tengah
  - －区画・ブロック                : 32/ Pondok Dua
  - －土地・割り当ての面積        : 33ha以下と境界を接する：
  - －北側は、Tiangan/ Hasan Kusnadi の耕作国有地と接する
  - －南側は、村道/Tanggul sungai CBL と接する
  - －東側は、H. Rojali/ SM Gedong の耕作国有地と接する
  - －西側は、H. Rojali/ SM Gedong の耕作国有地と接する
5. 被告が占有し耕作している 25 ヘクタールの耕作地を原告にすべて返還する債務を被告

に負わせる。

6. 被告に対して、本判決が確定した(in kracht van gewijckede) 時点より、もし本判決の履行を怠った場合、原告へ一日 100,000 ルピア (十萬ルピア) の間接強制を支払う債務を負わせることは、認容されるべきである。

反訴について

反訴原告・本訴被告の訴えをすべて却下する。

本訴および反訴について

本訴被告・反訴原告に対して、訴訟費用 341,000 ルピア (三十四萬一千ルピア) を支払う債務を負わせる。

以上、2010年6月14日月曜日、ブカシ地方裁判所・裁判官合議体の会議において、我々、すなわち、裁判長 Gatot Susanto, 裁判官 Mokoginta および Elly Endang Dahliani によって判決され、この判決は2010年6月16日水曜日に、上述裁判官が同席し、上述地方裁判所・書記官代理 Christanto Pudjono の補佐を受け、原告代理人および被告代理人が出席する公開の公判において、上述裁判長が朗読した。

裁判官

裁判長

1. Herslily Mokoginta, SH. MH.

Gatot Susanto, SH. MH.

2. Elly Endang Dahliani, SH. MH.

書記官代理

Christanto Pudjiono, SH, MH

費用

訴えの登録	30,000 ルピア
呼び出し	300,000 ルピア
印紙	6,000 ルピア
文書	5,000 ルピア

---

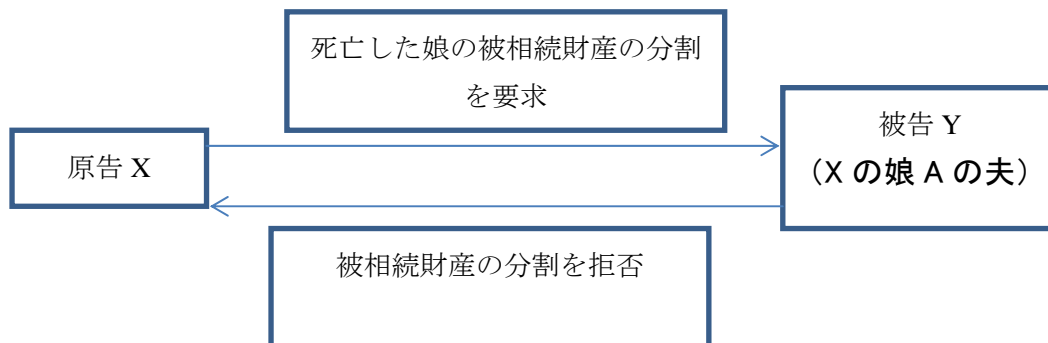
合計

341,000 ルピア

添付資料②：判決文の例(2)

事例 2：ブカシ地方裁判所判決（死亡した娘の配偶者に対する相続財産分割の訴え）

事件の概要：



原告 X は、被告 Y の妻 A の母である。A と Y の子が死亡したことにより、X は自分も法定相続人であるとして Y に対して A の被相続財産の分割を求めた。当初 X と Y は話し合いを持ち、Y が被相続財産の分割をすることにいったん同意したが、その同意を実行しないため訴えを提起した。なお、この事件の背景には、精神を煩った A がその子を殺害し、逮捕された後に A が拘置所で自殺したということがある。第 1 回公判には両当事者が出廷したが、次回後半以降、原告 X 側は出廷せず、欠席のまま判決言い渡しに至った。

ブカシ地方裁判所判決  
No.368/ Pdt.G/ 2010/ PN.Bks

全能の神の名による正義において

第一審の民事訴訟を審理および裁判するブカシ地方裁判所は、以下の当事者による事件について判決した：

X, 59 歳, 職業・商人, 住民登録証によると, 北ジャカルタ区〇〇を住所とし, 本件においては 2010 年 10 月 6 日に登録番号 No.716/ SK/ 2010/ PN.Bks でブカシ地方裁判所書記局に登録された 2010 年 10 月 1 日付け特別委任状 No. 33/ SKK/ JVNP/ JKT/ X/ 2010 に基づき, ジャカルタ市□□, J 法律事務所に所属する J1 と J2 を代理人とする。以下, 原告;

対

Y, ブカシ市●●を住所とし, 本件においては 2010 年 10 月 26 日に No.41 INS?SK/ 2010/ PN.Bks でブカシ地方裁判所書記局に登録された 2010 年 11 月 9 日付け一時委任状に基づき, ブカシ市■ ■を住所地とする P を一時代理人とする。以下, 被告;

上記地方裁判所は:

事件書類内にある文書を読み;

証拠に留意し;

両訴訟当事者の証言を聴取した後;

事件の事実について:

原告は, 2010 年 3 月 \_\_日〔原文ママー※未記入の状態〕に事件番号 No. 264/ Pdt.G/ 2010/ PN.Bks. でブカシ地方裁判所書記局に登録された 2010 年 3 月 \_\_日〔原文ママー※未記入の状態〕の訴状において, 以下の諸点について述べた:

1. 原告は, 2002 年 2 月 2 日に被告と婚姻した A の実母であり, 婚姻の結果, 原告の子は 2009 年 11 月 1 日に B という名前の男子を出産した。その後, この原告の孫は 2010 年 4 月 15 日に死亡した。
2. 2010 年 5 月 31 日, A は, ブカシ市 Kecamatan Mustika の Pedurenan 区長の交付した 2010 年 6 月 3 日の死亡証明書 No.474.1/ 03-KL.Pdr/ VI/ 10 に述べられているとおり, Polri Kramat Jati Jakarta 病院において死亡した。
3. 原告の子 A が死亡し, またその子供である B も死亡したため, 法令の規定に基づき A の法定相続人となれるのは, A の夫である被告の他に, 血縁のある家族である下の区である。したがって, 正当な法定相続人として, 被相続人 A の財産分与を受ける権利を有する。
4. A の生存中, 以下のような動産および不動産を所有していた:
  - a. 動産:

1. A 名義の BCA 銀行の口座に貯金されていた現金 20,000,000 ルピア（二千万ルピア）
2. 金の宝飾品
3. A 名義の自動車・スズキ・キャリー，警察登録番号 B8248XQ
4. オートバイ
5. Bumiputra の生命保険
6. 株式会社 Galva の管理する年金資金
7. BTN 銀行ブカシ支店への住宅購入ローン保険

b.不動産：

1. 以下に所在する土地および住宅建物：

州：西ジャワ

市：ブカシ

町：Mustikajaya

区：Padurenan

住居表示：Jln. Dukuh Zamrud VII Blok P 17/3 Rt.005. Rw.005

A 名義で記載・登記されている。

2. 以下に所在する土地および住宅建物：

州：西ジャワ

市：ブカシ

町：Mustikajaya

区：Padurenan

住居表示：Jln. Dukuh Zamrud VII Blok P 18-88 Rt.04. Rw.015

A 名義で記載・登記されている。

5. A が死亡した後の 2010 年 6 月 3 日，原告と被告は，区および町での死亡関係書類の手續，原告の子の看護から死亡までに生じた費用について話し合い，また，被相続人 A の死亡前に被告に対して宛てられた書面による原告の子の要望にしたがって，被相続人 A と Y の婚姻中に形成された上述のような被相続財産（動産および不動産）の引渡および管理について話し合うために，会い交渉を行った。

6. 被相続財産の一部を原告に引き渡すという被相続人 A の要望を実現するために 2010 年 8 月 18 日まで原告と被告が行ったこの面談と話し合いの結果，および，被相続財産の一部を原告に引き渡すことに被告は同意したが，実際には原告〔原文ママー※被告の間違い?〕は話し合われたとおりには実施しなかった。

7. 定められた期日までに、実際には被告も被相続人 A の残した被相続財産の分割手続を進めることを望まず、それどころか、被告が、何度かの面談で合意されたように友好的に原告と事前に話し合うことなく、被相続人 A の唯一の法定相続人として認める請求手続をこっそりと進めつつあることを知り、原告は驚き、非常に不満を感じた。

8. 定められた期日までに、実際には被告も被相続人 A の残した被相続財産の分割手続を進めることを望まず、それどころか、被告が、何度かの面談で合意されたように友好的に原告と事前に話し合うことなく、被相続人 A の唯一の法定相続人として認める請求手続をこっそりと進めつつあることを知り、原告は驚き、非常に不満を感じた。[原文ママ※コピーミス?]

9. 被告のこの行為は、被相続財産の分割をおこなうことについて被告は悪意を持ち、また、被相続人 A のすべての財産を占有し続けようとするという法的事実である。したがって、原告は民法典第 834 条の規定に基づき本訴えを提起する法的権利を行使する。

10. 法律上の法定相続人である原告へ事前に分割すること無しに A の被相続財産を占有する上述の行為は、不法行為(onrecht matige daad)である。

11. 上述のような原告の取り分を引き渡さない被告の行為も、刑事上または民事上、訴えられ得る不法行為(onrecht matige daad)である。

12. この被告の行為の結果、原告は以下のような損害を被った：

a.非物的損害、すなわち、この事件の結果、原告が恥をかいたことであり、これに対しては、100,000,000 ルピア（一億ルピア）または裁判官合議体の判断により適当な額とする。

b.以下の内訳のような物的損害 150,000,000 ルピア（一億五千万ルピア）：

－原告の子である、故 A に対する医療費、看護費および Pondok Kelapa 共同墓地での埋葬費、25,000,000 ルピア（二千五百万ルピア）

－警察、病院、町長、RT および RW の役員に会うための交通費、本件を裁判所に提訴するための通信費、15,000,000 ルピア（一千五百万ルピア）

－弁護士相談料 100,000,000 ルピア（一億ルピア）

－操作から師板書での審理までに、証人を呼ぶために立て替えた費用、10,000,000 ルピア（一千万ルピア）

被告の行為の結果としての原告の損害総額（非物的損害＋物的損害）は、250,000,000 ルピア



ア（二億五千万ルピア）である。

13. 本訴えを架空のものとしなため、多くの理由から、被告が動産および不動産からなる故 A の残した財産を譲渡または異動するかもしれない恐れがあるので、原告は以下に所在する被相続財産に対して保全差押えを課すことを請求する：

1. 以下に所在する土地および住宅建物：

州：西ジャワ

市：ブカシ

町：Mustikajaya

区：Padurenan

住居表示：Jln. Dukuh Zamrud VII Blok P 17/3 Rt.005. Rw.005

A 名義で記載・登記されている。

2. 以下に所在する土地および住宅建物：

州：西ジャワ

市：ブカシ

町：Mustikajaya

区：Padurenan

住居表示：Jln. Dukuh Zamrud VII Blok P 18-88 Rt.04. Rw.015

A 名義で記載・登記されている。

14. 本件における判決を被告が履行することを確保するため、被告が本件における判決の履行を怠った場合、一日あたり 500,000 ルピア（五十万ルピア）の間接強制(dwangsom)を支払う債務を被告へ負わせることは全く適切である。

15. 原告の訴えは正当な証拠に基づき、かつ RBG191 条・HIR180 条の規定に基づき十分であるので、本件における判決は、異議、控訴請求、破棄請求または再審請求がある場合でも、事前に執行できる(Uit Voerbaar bij voorraad)ものとする条件を具備している。

16. 原告が上に述べた主張に基づき、原告は、ブカシ地方裁判所所長が原告および被告に出廷を命じ、本件を審理および裁判し、以下のような命令の法的判決を言い渡すよう請求する：

—原告の訴えをすべて認容する；

—法的に原告は故 A の法定相続人であると宣言する；

ー下記に対して、本件において、すでに行われた保全差押えを正当かつ有効と宣言する：

1. 以下に所在する土地および住宅建物：

州：西ジャワ

市：ブカシ

町：Mustikajaya

区：Padurenan

住居表示：Jln. Dukuh Zamrud VII Blok P 17/3 Rt.005. Rw.005

A 名義で記載・登記されている。

2. 以下に所在する土地および住宅建物：

州：西ジャワ

市：ブカシ

町：Mustikajaya

区：Padurenan

住居表示：Jln. Dukuh Zamrud VII Blok P 18-88 Rt.04. Rw.015

A 名義で記載・登記されている。

17. 法律上の権利を有する法定相続人である原告へ事前に分割すること無しに A の被相続財産を占有する被告の行為は、不法行為(onrecht matige daad)であると宣言する。

18. 原告の子である被相続人 A の非相続財産のうち、公平な原告の取り分を直ちに分割し、引き渡す債務を負わせる。

19. 以下の内訳である、原告の行為による損害賠償 250,000,000 ルピア（二億五千万ルピア）を原告に対して、一括かつ現金で支払う債務を被告に負わせる。

ー非物的損害、すなわち、この事件の結果、原告が恥をかいたことであり、これに対しては、100,000,000 ルピア（一億ルピア）または裁判官合議体の判断により適当な額とする。

ー以下の内訳のような物的損害 150,000,000 ルピア（一億五千万ルピア）：

a. 原告の子である、故 A に対する医療費、看護費および Pondok Kelapa 共同墓地での埋葬費、25,000,000 ルピア（二千五百万ルピア）

b. 警察、病院、町長、RT および RW の役員に会うための交通費、本件を裁判所に提訴するための通信費、15,000,000 ルピア（一千五百万ルピア）

c. 弁護士相談料 100,000,000 ルピア（一億ルピア）

d. 操作から師板書での審理までに、証人を呼ぶために立て替えた費用、10,000,000 ルピア（一千万ルピア）

20. 被告が本件における判決の履行を怠った場合、一日あたり 500,000 ルピア（五十万ルピア）の間接強制(dwangsom)を支払う債務を被告へ負わせる。

21. 本件における判決は、異議、控訴請求、破棄請求または再審請求がある場合でも、事前に執行できる(Uit Voerbaar bij voorraad)と宣言する。

22. 被告に本件において生じた費用を支払う債務を負わせる。

ブカシ地方裁判所裁判官合議体が別に判断する場合、有効な法の規定にしたがって正義にかなった判決を求める。(Ex aequo et bono)

定められた期日において、原告は上述の代理人を代理として出廷し、被告も上述の一時代理人を代理として出廷した；

原告はその後の公判期日に出廷しなかったため、本件審理は原告欠席で進めた。

本件審理は、原告の訴状朗読から始めた；

原告の訴えについて、被告は抗弁書を提出しなかった；

適切に呼び出しを受けたにもかかわらず、原告は公判に出廷しなかったため、以降の審理は被告の立証に進み、その後、被告一時代理人は以下の証拠を提出した；

1. Y 名義の住民登録証および認証付きの Y 名義の戸籍謄本 No.3275112002080020 のコピー（乙 1 号証）
2. 認証付きの X および A の婚姻証明書謄本 No.259/ JT/ 2002 のコピー（乙 2 号証）
3. 認証付きの自動車登録書 No.B-8248-QX ならびに No.6860 KXK およびその Y 名義の BPKB（乙 3 号証）
4. 認証付きの A 名義の登記書 No. 7058 のコピー（乙 4 号証）
5. 認証付きの A 名義の登記書 No. 8927 のコピー（乙 5 号証）
6. 認証付きの、A 家族に宛てたブカシ市警察署の通知書および添付書類のコピー（乙 6 号証）
7. 認証付きの、R.S.Sukanto 中央警察病院・警察医療健康センターからの B 名義の暫定診断書のコピー（乙 7 号証）
8. 認証付きの、2010 年 4 月 19 日付け Kompas 紙のコピー（乙 8 号証）

原本がブミプトラ銀行にある乙5号証をのぞき、乙1号証から乙9号証〔ママー※乙8号証の誤り?〕は原本と比較され、原本と一致していることが確認され、所定の印紙を貼付された。

上述の証拠に加えて、被告は以下の証人を申請した：

1. 証人 S1 は、宣誓し、以下の証言をした：

- －証人は原告と会ったことはあるが、名前は知らない。
- －証人は被告には A という名前の妻がいて、結婚後、B という名前の子供一人を持ったことを知っている。
- －この子供は4歳だが、母に殺された。
- －証人は、被告の子供である B とこの A が死んだことについての記事を Warta Kota 紙で見かけたことがある。
- －B は 2010 年 4 月に死亡した。
- －証人は、2002 年 2 月 2 日に被告と A が結婚し、結婚後、彼らは Pondok Bambu に家を借りたことを知っている。
- －彼らには長いこと子供が生まれなかったが、結婚 8 年後にようやく子供が生まれた。
- －被告と A は子供を授かった以外に、次のような共有財産を持っていた：オートバイ・ヤマハ RX2 台、自動車スズキ・キャリー1台、家2軒、ただしまだ分割支払中。
- －上述の財産が誰の名義かは証人は知らない。
- －証人の知る限り、A は Kramatjati 病院で自殺した。また、証人は A が自殺したことを被告から聞いたが、なぜ自殺したのかは知らない。
- －死亡に際して、A が遺言書により何かを伝えかは知らない。
- －生存中、A と被告は離婚したことはなく、一つの家に住んでいた。
- －証人の知る限り、この A の件は、裁判所で判決を受けたことはない。

2. 証人 S2、宣誓し、以下の証言をした：

- －証人は被告(Y)を知っていて、A という名前の Malanton の妻が、自殺したことを Y から直接聞いた。
- －Y の妻が生存中に、証人は 2 回 Y の家を訪ねたことがあり、二人とも家にいた。
- －証人は、被告(Y)の家の車庫に自動車一台あることを知っているが、しかし、証人はその自動車を使ったことはない。証人は自動車修理工場で働き、Y の自動車を修理したことがあるので、Y の自動車を前後に動かしたことはある。
- －証人が最後に Y の家を訪ねたのは 2009 年で、挨拶だけだった。
- －証人は Y の車庫で自動車を見たほか、オートバイ・ヤマハ RX2 台も見たことがある。

- －見たことがないので、被告の妻が金の宝飾品を使っていたかどうかは知らない。
- －証人の知る限り、YとAは結婚して1人の子供を授かったがすでに死亡した、Yの子供がなぜ死んだかは知らない。知っているのは親だということだけである。
- －Yの妻が自殺したことは、Yから知った。
- －証人の知る限り、Yと妻は離婚したことはなく、仲良くしていた。Yの妻が鬱病にかかっていたかどうかは知らない。
- －証人の知る限り、財産は自動車、オートバイ、空き家であればYの管理する住宅である。

3. 証人 S3, 宣誓して以下の証言をした：

- －証人はYとAの結婚式には出席したことはない。
- －証人は、家族の行事や子供が生まれた際に、Yと妻の家をしばしば訪問した。最後に証人がYと妻の家を訪問したのは2010年である。
- －外から見る限り、Yと妻のAの関係はよかった。
- －証人は、Aの子供Bをよくだっこしていた。
- －YとAの子供は、5歳で母親に殺された。警察の説明によると、Bは、カミソリで切られ、その後、枕で窒息させられた。
- －Bが死亡した後、Aは逃亡しようとしたが、警察に逮捕され、容疑者となった。
- －1ヶ月後、Aは、拘留所内で自分の下着で首をつり死亡した。
- －証人は、Bの死亡ニュースを、テレビや新聞で見たことがある。
- －Y(被告)の車庫で赤い自動車・キャリーをみたことがある。また、Yの妻が金の指輪をしていたのをみたことがあるが、ほかの宝飾品については気にしたことがないので、みたことがない。
- －証人の知る限りでは、被告(Y)は、2軒の家を持っていた。その家は前後に並んでいた。被告(Y)の話によると、その家は彼らの家であった。
- －証人の知る限りでは、自動車を好んで使うのは被告(Y)であった。Aも普通運転するが、証人はみたことがない。
- －彼らが結婚したときにすでに自動車があったかどうかは知らない。証人の知る限りでは、4年前には自動車はすでにあつた。
- －被告(Y)の家はどちらも賃貸されていた。
- －証人の知る限りでは、Aの母がこの訴訟を裁判所に起こしたので、被告(Y)と、Aの家族との関係はよくない。
- －自動車の保険証については知らない。
- －証人の知る限り、Aは短気であつた。なぜなら、彼女の子供は彼女にだっこされると泣いたが、祖父に抱かれると黙っていたからである。
- －Aに異常な兆候があつたかは知らない。被告(Y)によると、Aはどこにでもついて行きた

がったという。

—B が死亡してから埋葬されるまで、A の家族は誰も来ていない。

原告はこれ以上なにも提出せず、判決を求めた。[ママー※原告は出廷していないはずであるが、テンプレートを修正せずに作成した可能性]

判決の記述を簡潔にするため、本事件の審理調書に記載されているように公判において起きたことは、本判決にも記載されているものと見なす。

### 理由について

原告の意図および目的は上述の通りである；

立証段階の公判において、適切に呼び出されたにもかかわらず、原告またはその代理人は出廷せず、しかし、引き続き出廷しないため [ママー※文章がおかしい]、裁判官合議体は、原告がその訴えの正当性を立証する権利を実行しないものと見なす。

被告は一時代理人を通じて、原告の訴えをすべて否認すると口頭での答弁を提出した。

被告一時代理人は、当該抗弁を補強するため、証拠および3人の証人を申請した。

乙1号証である、被告の住民登録証および戸籍謄本に基づき、被告YはAという名の妻を持ち、また、被告には父、氏名●●と、母、氏名○○という二人の親があり、さらに、被告には義父、氏名■●と、義母、氏名□□のあることが示される。

乙2号証は、被告とAとの婚姻証明書 [ママー※上で、乙2号証は婚姻証明書謄本となっている] であり、この婚姻は1975年政令第9号にかかる1974年法律第1号により正当である。

乙3号証は、Yを所有者名義とするメタリック・レッドのミニバスである。

乙4号証は、2004年10月2日付けの売買証書に基づく、被告の妻であるA名義の所有権証書No.7058で、当該土地は、2002年の被告とAの婚姻後に取得されたものであることを示す。

乙5号証は、A名義の2007年12月4日付け売買証書と、抵当権証書に基づくものである。

このことは、当該土地建物は、婚姻中に被告と妻 A が取得したものであり、換言すれば共同取得財産であることを証明している。

被告の申請した証人 3 名、1. S1, 2. S2 および 3. S3 の証言によると、それぞれは総合して、被告と A は正当な夫婦であり、当初は円満であったが、その後、実際には違ったが、A が夫の不誠実を疑ったために問題が起きていた、ということを示している。

証人の証言と乙 1 号証から乙 5 号証までの証拠を勘案すると、自動車および土地建物である財産は、被告と A の共同取得財産であり、A および被告と A の子である B はすでに死亡している。

したがって、法的には被告は、法律上、唯一正当な、被告の妻の法定相続人である。

被告の答弁は、原告の訴えを否認することができたが、他方、原告は訴えにおける主張を立証できなかった、したがって原告の訴えをすべて棄却しなければならない。

原告は敗訴側なので、原告には訴訟費用を支払う債務を負わせる。

1975 年政令第 9 号にかかる 1974 年法律 1 号、およびそのほかの関係規則に基づき、

以下に判決する：

1. 原告の訴えをすべて棄却する；
2. 原告に、訴訟費用 566,000 ルピア（五十六万六千ルピア）を支払う債務を負わせる。

以上、2011 年 3 月 3 日木曜日、裁判官合議体の会議において、我々、すなわち、裁判長 Sintong Mo. Siahaan, 裁判官 Karlen Parhusip および Ninik Anggraini によって判決され、この判決は 2011 年 3 月 8 日水曜日に、上述裁判官が同席し、ブカシ地方裁判所・書記官代理 Sri Hartuti の補佐を受け、被告一時代理人が出席し、原告および代理人の欠席する公開の公判において、上述裁判長が朗読した。

裁判官

裁判長

1. Karlen Parhusip, SH.

Sintong Mo. Siahaan, SH.

2. Ninik Anggraini, SH.

書記官代理

Sri Hartuti, SH

費用内訳

訴えの登録	30,000 ルピア
呼び出し	525,000 ルピア
印紙	6,000 ルピア
文書	5,000 ルピア

---

合計	566,000 ルピア
----	-------------